

令和 8 年度

中国残留邦人等支援に係る担当者資料

(説明資料)

令和 8 年 4 月

厚生労働省社会・援護局
援護企画課 中国残留邦人等支援室

説明資料目次

I	はじめに	1
II	中国残留日本人孤児調査等について	2
1	中国残留邦人等問題の背景	2
(1)	中国残留邦人問題の背景	2
(2)	樺太等残留邦人問題の背景	3
2	中国残留日本人孤児の身元調査	3
(1)	保有資料による確認調査	3
(2)	訪日調査及び訪中調査の変遷	3
(3)	身元未判明孤児に対する調査の継続	4
3	未帰還者の調査	5
(1)	調査業務の変遷	5
(2)	国と都道府県の業務区分	6
(3)	近年の調査経過	6
(4)	現状と今後の処理方針について	6
III	帰国受入対策	7
1	中国残留邦人と樺太等残留邦人への帰国援護制度の沿革	7
2	永住帰国援護の概要	7
(1)	永住帰国旅費の支給対象者（支援法第6条、支援法施行規則第10条）	7
(2)	援護の内容	8
(3)	申請手続き（支援法施行規則第7条）	9
(4)	肉親に関する調査等の実施	9
(5)	帰国旅費支給決定後の手続き	10
(6)	自費帰国者の帰国後の援護	10
3	家族の呼寄せ	11
4	一時帰国援護の概要	11
(1)	中国からの一時帰国援護	11
(2)	樺太等からの一時帰国援護	12

(3) 一時帰国旅費の支給対象者（支援法第 18 条、支援法施行規則第 21 条、22 条）	13
(4) 援護の内容	13
(5) 申請手続き（支援法施行規則第 20 条）	13
(6) 親族訪問に関する調査等の実施	14
(7) 旅費支給決定後の手続き	14
(8) 再渡航（中国等に戻る）手続き	14
5 永住帰国後の受入体制	15
(1) 首都圏中国帰国者支援・交流センター（定着促進事業）	15
ア 首都圏中国帰国者支援・交流センター（定着促進事業）への入所	15
イ 首都圏中国帰国者支援・交流センター（定着促進事業）での研修	16
(2) 身元引受人制度の創設と経緯	16
(3) 身元引受人の役割・引受期間及び手当	17
(4) 身元引受人の登録とあっせん等	17
6 養父母に対する扶養費の支払い	18
IV 生活支援について	19
1 老後の生活支援（経済的支援）	19
(1) 満額の老齢基礎年金等の支給	19
ア 対象＝特定中国残留邦人等（支援法第 13 条）	19
イ 満額の老齢基礎年金等を受給するための一時金の申請	19
ウ 老齢基礎年金等	19
エ 一時金支給決定後の年金の額改定と受給について	20
オ 従前の国民年金特例措置	20
カ 昭和 25 年以降に出生した者の一時金の申請	20
キ 一時金支給決定通知書（写）の送付について	20
(2) 支援給付制度について	22
ア 趣旨	22
イ 支援給付の実施に当たり留意する事項	22
ウ 給付の内容	22

エ	対象者	22
オ	支援給付を受ける条件	23
カ	実施機関	23
キ	手続き	23
ク	生活保護との運用上の主な違い	23
ケ	連絡事項・留意事項	24
コ	支援・相談員の配置	30
(3)	配偶者支援金について	32
ア	趣旨	32
イ	申請	32
ウ	実施機関	32
エ	審査	32
オ	特定配偶者の確認方法	32
カ	連絡事項	33
2	地域社会での支援	34
	(中国残留邦人等地域生活支援事業)	
(1)	事業内容	34
(2)	支援対象者	35
ア	地域生活支援事業の対象者（＝永住帰国の際の旅費支給の対象者等）	35
イ	対象者を把握する方法	35
ウ	事業別支援対象者の区分	36
(3)	各事業の具体的な内容	37
ア	地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業	37
イ	身近な地域での日本語教育支援事業	38
ウ	自立支援通訳等派遣事業	39
エ	中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業	42
オ	支援給付及び配偶者支援金適正実施推進事業	45
	(中国残留邦人等の高齢化への対応)	
(1)	中国残留邦人等の介護に係る環境整備	46
(2)	中国残留邦人等地域生活支援事業（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）	46
(3)	公営住宅への優先入居等	47
(4)	「中国語の対応可能な介護事業所の一覧」について	47

3	中国残留邦人等の二世、三世に対する就労支援.....	49
(1)	中国残留邦人等地域生活支援事業（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金） の活用による就労支援	49
(2)	中国帰国者支援・交流センターの活用	49
(3)	中国帰国者等に対する「就職支援プログラム」	50
4	中国帰国者支援・交流センター.....	51
(1)	中国帰国者支援・交流センターの設置	51
(2)	中国帰国者支援・交流センター事業概要	51
5	次世代継承事業	54
(1)	戦後世代の語り部育成・講話活動事業	54
(2)	中国残留邦人等の証言映像公開事業	54

I はじめに

- 中国及び樺太・旧ソ連（以下「中国等」という。）から日本へ帰国し、地域に定着している多くの帰国者は、中国等の地域に長期にわたって残留を余儀なくされたため、日本人としての義務教育を受けるチャンスがなく、中高年となって帰国したため、日本語の習得は大変困難な状況で、既に高齢期を迎えています。また、言葉が不自由なため就労も思うようにならず、安定した職も得られなかったことから、老後の生活への不安や、地域からの孤立など、その置かれている環境には厳しいものがあります。
- こうした状況の中、中国残留邦人により国家賠償を求める集団訴訟が平成13年より16都道府県で提起されましたが、平成19年1月東京地裁判決後（国勝訴）、安倍総理（当時）から柳澤厚生労働大臣（当時）に対し、中国残留邦人の置かれている特殊な事情を考慮した支援のあり方について検討指示があり、これを受けて、厚生労働省は、中国残留邦人から意見を聴くとともに、有識者会議を開催し、新たな支援策の検討を行いました。
その後、平成19年7月に与党中国残留邦人支援に関するプロジェクトチームにおいて、満額の老齢基礎年金等の支給と支援給付の支給等を内容とする中国残留邦人等に対する新たな支援策が集団訴訟原告団との合意のもとに取りまとめられました。
この新たな支援策を実施するため、与野党合意の議員立法により、平成19年11月に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」が全会一致で成立し、平成20年4月から、新たな支援策を実施しています。中国残留邦人等に対する支援策については、従来からの支援策に加え、(i) 老後の生活の安定を図るための支援として、①満額の老齢基礎年金等の支給と②生活保護に代わる生活支援として、中国残留邦人等の属する世帯の収入が生活保護の基準を満たさない場合に支援給付の支給を行うとともに、(ii) 地域における生活支援として、地域の多様なネットワークを活用することで、中国残留邦人等が気軽に参加できるような仕組み作り、地域の中での理解、見守りや支え合いなど地域で安定して生活できる環境を構築するとともに、中国残留邦人等が医療・介護サービスを受ける際の自立支援通訳等の派遣、身近な地域で日本語を学べる場の提供、二世、三世に対する就労支援など、地方自治体の協力を得ながら、個々人の状況に応じた支援を実施しています。
また、中国残留邦人等への国民の理解と協力を深めるために普及啓発事業を実施しています。
- さらに、平成25年11月、中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた永住帰国する前からの配偶者に対し、支援給付を受けている中国残留邦人等の死亡後に、支援給付に加えて新たに配偶者支援金（老齢基礎年金の2/3相当額）を支給することとする中国残留邦人等支援法改正案が成立し、平成26年10月1日から、配偶者支援金を支給しています。
- 本資料は、中国残留邦人等に対する支援業務を担当する都道府県及び市区町村の職員の皆様の参考となるよう、中国残留邦人等及びその配偶者に対する支援策を紹介し整理したものです。担当者の皆様方が、本資料を通じて高齢化が進む中国残留邦人等の置かれた事情や各種の支援制度への理解を深めていただくことにより、日常業務に役立てていただければ幸いです。今年度以降も、中国残留邦人等に対する支援策のきめ細かな運用が図られるようご配慮をお願いします。

（資料に使われる法令の略称）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）…（略）支援法

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成8年政令第18号）…（略）支援法施行令

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号）…（略）支援法施行規則

Ⅱ 中国残留日本人孤児調査等について

1 中国残留邦人等問題の背景

(1) 中国残留邦人問題の背景

ア 戦前、中国東北地域（旧満州地区）には、開拓団を始めとして多くの邦人が在住していたが、ソ連軍の対日参戦時（昭和20年8月9日）には、成年男子の多くは関東軍に召集されていたため、残された者の大多数は老人婦女子となっていた。

イ ソ連参戦以後、これらの人々は、居住地を追われ、避難する途中、酷寒の難民収容所等で、飢餓や伝染病等により死亡する者が続出するという悲惨な状況にあった。このような状況の中で、生活手段を失い、中国人の妻となるなどして中国に留まった婦人等を「中国残留婦人等」と、両親、兄弟姉妹と生別又は死別し孤児となって中国人に引き取られ、自己の身元を知らないまま今日を迎えた子供を「中国残留日本人孤児」と呼び、これらの人々を「中国残留邦人」と総称している。

このうち、在日の親族から未帰還の届出があった中国残留邦人については「未帰還者」として把握されている。（未帰還者については、「3未帰還者の調査」を参照）

(参考)

日中両国政府が「中国残留日本人孤児」として肉親調査の対象としている者は、以下の①～⑤の要件をすべて備えている者である。

- ① 戸籍の有無にかかわらず、日本人を両親として出生した者であること。
- ② 中国東北地区等において、昭和20年8月9日（ソ連参戦の日）以降の混乱により、保護者と生別又は死別した者であること。
- ③ 当時の年齢が概ね13歳未満であること。
- ④ 本人が自己の身元を知らない者であること。
- ⑤ 当時から引き続き中国に残留し、成長した者であること。

ウ 中国東北地域からの邦人の引揚げは、昭和21年5月から開始されたが、昭和24年10月に社会主義体制の新中国が成立した後、一時中断した。

その後、昭和28年3月に再開し、日本赤十字社や中国紅十字会などの民間ベースを中心に昭和33年7月まで集団引揚げが断続的に行われた。

その後、個別引揚げが行われていたものの、昭和47年の日中国交正常化までは日本と中国の間に国交がなく、人の交流や文通もままならない状態が長く続いた。

エ 昭和47年9月29日の日中国交正常化を契機として、多くの中国残留邦人が日本に帰国するようになり、また、中国からの身元調査の依頼が数多く寄せられるようになり、中国残留日本人孤児問題がクローズアップされるようになった。

このため、厚生省（当時）は、肉親捜しのための手掛かり資料を基に保有資料による調査に加え、報道機関の協力による公開調査により身元の解明の促進を図り、昭和56年3月からは、それまでの調査では身元が確認できない孤児を集団で一定期間日本に招き、報道機関の協力を得て肉親探しを行う訪日調査を実施した。

平成12年度からは、中国の現地で日中両国政府による共同調査で孤児と確認された者について、報道機関の協力を得て日本国内で当該孤児の情報を公開する情報公開調査後訪日させ、肉親情報のある者については肉親と思われる者との対面調査を行う方法に改めた。

(2) 樺太等残留邦人問題の背景

ア 樺太地域には、昭和20年当時約38万人（推定。千島を含む。）の邦人が居住していたが、ソ連参戦を受けて、樺太庁では緊急疎開を行い、昭和20年8月23日にソ連軍によって中断されるまでに、約7万6,000人が内地に引き揚げたほか、漁船などで自力で引き揚げた者が多数いた。

昭和21年12月8日に「ソ連地区引揚げに関する米ソ協定」に基づき、集団引揚げが始まり、昭和24年7月まで続いたが、中国の場合と同様に、生活の手段を失い朝鮮人やロシア人の妻になるなど、樺太に生活の基盤ができた婦人などは帰国の機会を失った。この段階で、なお樺太地域に残留していた邦人は約千数百人であったと推定され、この中には、生活上の必要に迫られ、やむを得ず国際結婚した婦女子やソ連政府によって業務に従事するよう求められた少数の技術者等が含まれていた。

このように樺太に残留した邦人を「樺太残留邦人」といい、ソ連本土に移送された者を含めて、「樺太等残留邦人」と総称している。

イ 樺太からの集団引揚げは、昭和32年に再開され、昭和34年に終了した。その後も、樺太からの引揚げは個別に行われたが、ソ連政府の出国許可がなかなか得られなかったこと、また、子供が生まれ生活基盤が確立されていたこと等から永住帰国は進まなかった。

しかし、高齢化による望郷の念の高まりや、二・三世の将来への配慮、経済状態の影響などにより生活環境が悪化したことから、平成になって日本へ永住帰国を希望する者が増加した。

2 中国残留日本人孤児の身元調査

(1) 保有資料による確認調査

孤児から身元の調査を求める依頼が寄せられた場合、厚生労働省は、申立てを基に、厚生労働省が保有している資料と照合を行う。

該当すると思われる者が抽出できた場合には、都道府県を通じて現戸籍の確認、家族への確認を求めるなどの依頼を行うことにしているので、その際にはご協力いただきたい。

(2) 訪日調査及び訪中調査の変遷

ア 昭和50年3月から昭和56年1月まで計9回、孤児から送られた顔写真、身体的な特徴、肉親と離別した時の事柄などを報道機関の協力を得て、広く一般に公開して情報を求める公開調査を行った。（公開調査による身元判明166名）

イ その後、在日親族から、実際に孤児と対面して顔を見たり、身体的な特徴や、孤児が覚えている手掛かりを確認したいとの要望が強まったため、身元が確認できない孤児については一定期間日本に招き、報道機関の協力を得て、肉親を捜す訪日調査を昭和56年3月から行い、平成11年度までに計30回、2,116名の孤児が訪日し、うち673名の身元が確認された。

ウ 訪日調査対象孤児のうち、障害等の理由により訪日調査に参加することが困難である孤児については、平成3年度及び平成4年度において厚生省（当時）職員が中国に出向き、直接当該孤児から聴き取り調査等を行い、日本において情報公開調査を行った結果、これまで4名の孤児の身元が確認された。

エ 平成6年度以降は、調査の促進を図るため、孤児と確認されない者（いわゆる未確定者）について、中国政

府担当者と協力して中国の現地で直接孤児及び情報提供者から聞き取りを行う訪中調査を実施し、日本人孤児としての蓋然性が高いと判断した者を訪日調査に参加させてきた。

オ しかし、長い年月の経過により孤児の保有する肉親情報も少なくなり、高齢化した孤児の訪日に伴う精神的・身体的負担の軽減を図り、早期の帰国希望に応える必要があることから、平成12年度からはこれまでの集団による訪日調査に替えて、

- ① 厚生労働省職員が訪中し、孤児等との面接調査を日中共同で行い（共同調査）、
- ② 日中両国政府で「中国残留日本人孤児」と確認された者について、日本で顔写真、身体的特徴、肉親との離別状況等の情報を「孤児名簿」として公開し肉親情報を収集し（情報公開調査）、
- ③ その後、集団一時帰国と一緒に訪日させ、肉親情報のある者については肉親と思われる者との対面調査を行う（訪日対面調査）ことにした。

（平成12年度以降、90名（ロシア在住の孤児1名を含む。）が中国残留日本人孤児と確認され、12名の身元が確認されている。）

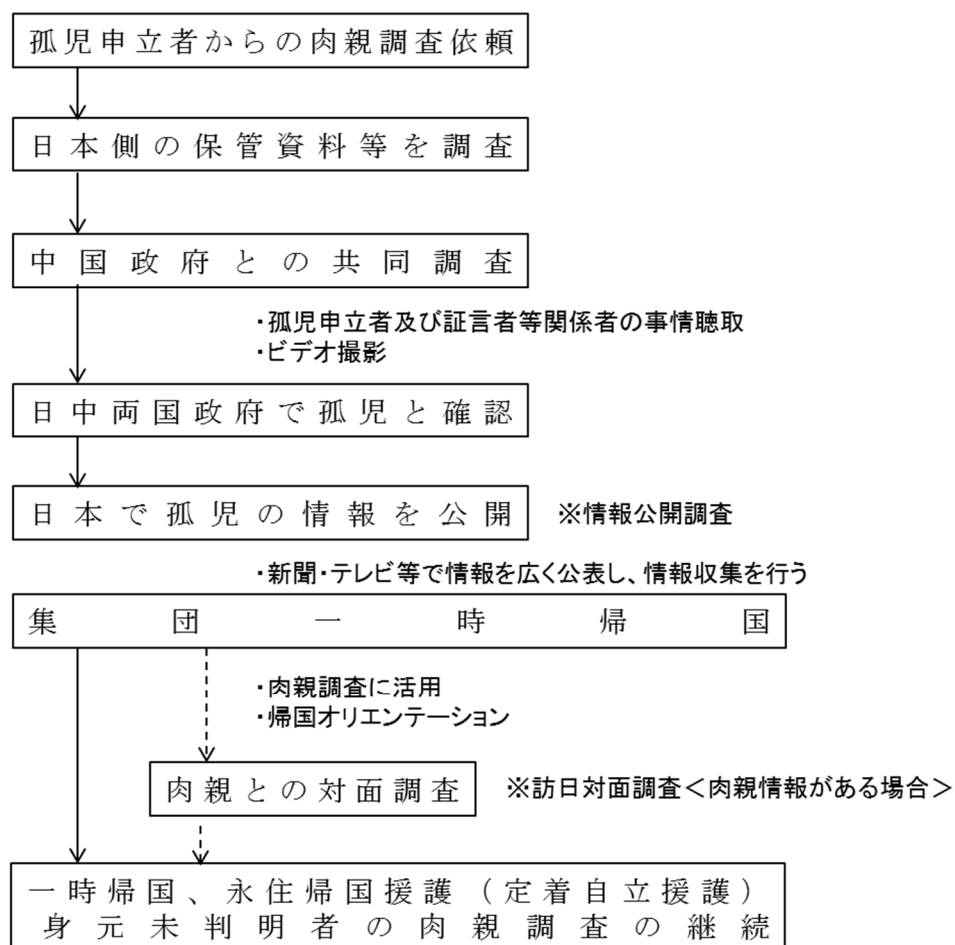
これにより、日中両国政府で「中国残留日本人孤児」と確認された者については、本人の希望を確認の上、直接、永住帰国又は一時帰国させる方法に改めた。

なお、情報公開調査の際には、孤児の情報を記載した名簿及びポスター、共同調査時に撮影した孤児のビデオ（DVD）を都道府県に配布することになっているので、都道府県においても、孤児調査究明会議の開催、関係の広報媒体の活用など情報の公開・収集にご協力いただきたい。

(3)身元未判明孤児に対する調査の継続

訪日調査において身元が判明しなかった孤児について、昭和62年度から3年計画で全国で行った肉親捜し調査班の派遣による肉親調査を継承し、平成2年度からは全国に肉親調査員を配置して、肉親情報を収集するなど、引き続ききめ細かな調査の徹底を図っているところである。

中国残留日本人孤児の肉親調査



3 未帰還者の調査

(1) 調査業務の変遷

ア 先の大戦の終結後、海外にあった旧軍人軍属や一般邦人は、数年後には帰還し、また、海外における死亡者もこれらの帰還者によってその状況が容易に判明すると考えられていたが、各地域からの復員、引揚げが進むにつれて帰らぬ幾多の人々、生死の消息さえ明らかでない人々が多数いることが判明した。

昭和25年5月1日現在、未帰還者は推計約34万人いた。

イ 国は、昭和28年に「未帰還者留守家族等援護法」を制定して未帰還者の調査究明を国の責任において行うことを明らかにした。（同法第2条に未帰還者が定義されている。（参考資料15参照）

ウ 国交のなかったソ連とは昭和31年12月に、中国とは昭和47年9月に、それぞれ国交正常化が実現したことにより、一人ひとりの未帰還者についての調査は進捗したもの、なお消息が判明しない者が多数いることが明らかになった。

エ 未帰還者の大部分が終戦前後の混乱期で消息を絶った者であり、今後調査究明を行っても新たな状況を明らかにし得ない実情にかんがみ、留守家族の心情をも斟酌のうえ、昭和34年に「未帰還者に関する特別措置法」を制定し、厚生大臣（当時）が民法第30条の宣告の請求を行うことができる（裁判手続きによる戸籍処理（戦時死亡宣告））特別の措置を行い、今日に至っている。

なお、戦時死亡宣告の請求を行う権限は、未帰還者に関する特別措置法施行令第一条の二において、本籍地の都道府県知事等が行うこととされている。

(2) 国と都道府県の業務区分

ア 国は未帰還者の状況について調査究明に努めなければならない（未帰還者留守家族等援護法第29条）とされ、都道府県は軍人軍属であった者の身上の取扱いに関する事務及び未引揚邦人の調査に関する事務を処理しなければならない（地方自治法附則第10条）とされている。

イ 具体的な実施方法については、「未帰還者等に関する調査及び処理実施要領について」（昭和53年10月6日援発第883号通知）により調査方法（担任区分など）、死亡認定、戦時死亡宣告手続、自己意思残留者の認定などの取扱いを定めている。

なお、この実施要領の中で、「中国残留日本人孤児は未帰還者と推測される者である。」ため、その身元調査は未帰還者調査の一環として実施している。

(3) 近年の調査経過

ア 平成元年度から平成3年度に未帰還者等の調査の業務処理の促進を図るため留守家族に対して最新情報の確認調査を行い、未帰還者の戸籍処理等の意向確認及び残留婦人等からの情報収集に努めた。

イ 平成4年度以降において、「調査票の未回収」、「同意書の未提出」及び「留守家族の意向不明」等の問題を多く抱える都道府県と協力して、個別に状況を聴取するなど、処理促進を図った。

ウ 平成10年度においては、各都道府県の協力を得て再度、留守担当者に調査票を送付、最新の情報収集・留守担当者の意向確認を行った。

エ 平成22年度においても、平成10年度と同様に各都道府県の協力を得て、留守担当者に調査票を送付し最新の情報収集・留守担当者の意向確認を行うとともに、中国政府に依頼していた所在確認調査について回答が得られたので併せて通知した。

(4) 現状と今後の処理方針について

今年度においても、調査票の回答を踏まえ、戦時死亡宣告に同意する意向を示した者については同意書の提出を求めるとともに、7年以上消息がない者については、引き続き留守家族に対する戦時死亡宣告の同意の確認に努めていく。

関係都道府県には、「未帰還者等に関する調査及び処理実施要領について」（昭和53年10月6日援発第883号通知）に基づき、業務処理の促進を図るようよろしくご協力をお願いしたい。

また、戦時死亡宣告の審判の申立手続きについては、「未帰還者に関する特別措置法の施行について」（昭和34年3月26日援発第268号通知）に記載されているので参考とされたい。（未帰還者数の集計等は参考資料17参照）

(参考) 厚生労働省担当区分

1 未帰還者の調査に関すること

中国地域の一般邦人

→ 中国残留邦人等支援室 調査企画係

樺太（旧ソ連本土を含む）地域の一般邦人 → 中国残留邦人等支援室 調査企画係

上記以外（全ての地域の軍人・軍属、南方地域の邦人など） → 援護・業務課 調査資料室

2 未帰還者の戸籍処理に伴う葬祭料及び弔慰料の支給に関すること → 援護・業務課

(1) 葬祭料の支給（未帰還者留守家族等援護法第16条）

未帰還者の死亡の事実が判明した場合、その遺族に葬祭料が支給される。

(2) 弔慰料の支給（未帰還者に関する特別措置法第3条）

未帰還者が戦時死亡宣告を受けたときは、その遺族に対し、弔慰料が支給される。

Ⅲ 帰国受入対策

1 中国残留邦人と樺太等残留邦人への帰国援護制度の沿革

中国

○昭和 47 年 9 月 29 日

- ・日中国交正常化

○昭和 48 年 10 月～

- ・一時帰国援護

中国の居住地から日本の滞在先までの往復の旅費を国庫負担により支給。

- ・永住帰国援護

従前どおり、中国の居住地から日本の定着地までの帰国旅費を支給。

樺太

○昭和 31 年 12 月 12 日

- ・日ソ国交正常化

○昭和 32 年 8 月

- ・集団引揚げ再開（後期集団引揚げ、昭和 34 年 9 月まで継続。以降、個別引揚げ。）

○昭和 63 年 12 月

- ・一時帰国援護

樺太等の居住地から日本の滞在先までの往復の旅費を国庫負担により支給。

- ・永住帰国援護

従前どおり、樺太等の居住地から日本の定着地までの帰国旅費を支給。

2 永住帰国援護の概要

(1) 永住帰国旅費の支給対象者(支援法第6条、支援法施行規則第10条)

永住帰国する中国残留邦人等のほか、次のいずれかに当てはまる者で、中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために中国残留邦人等に同行して入国する場合に限り、旅費の支給対象としている。

ア 配偶者

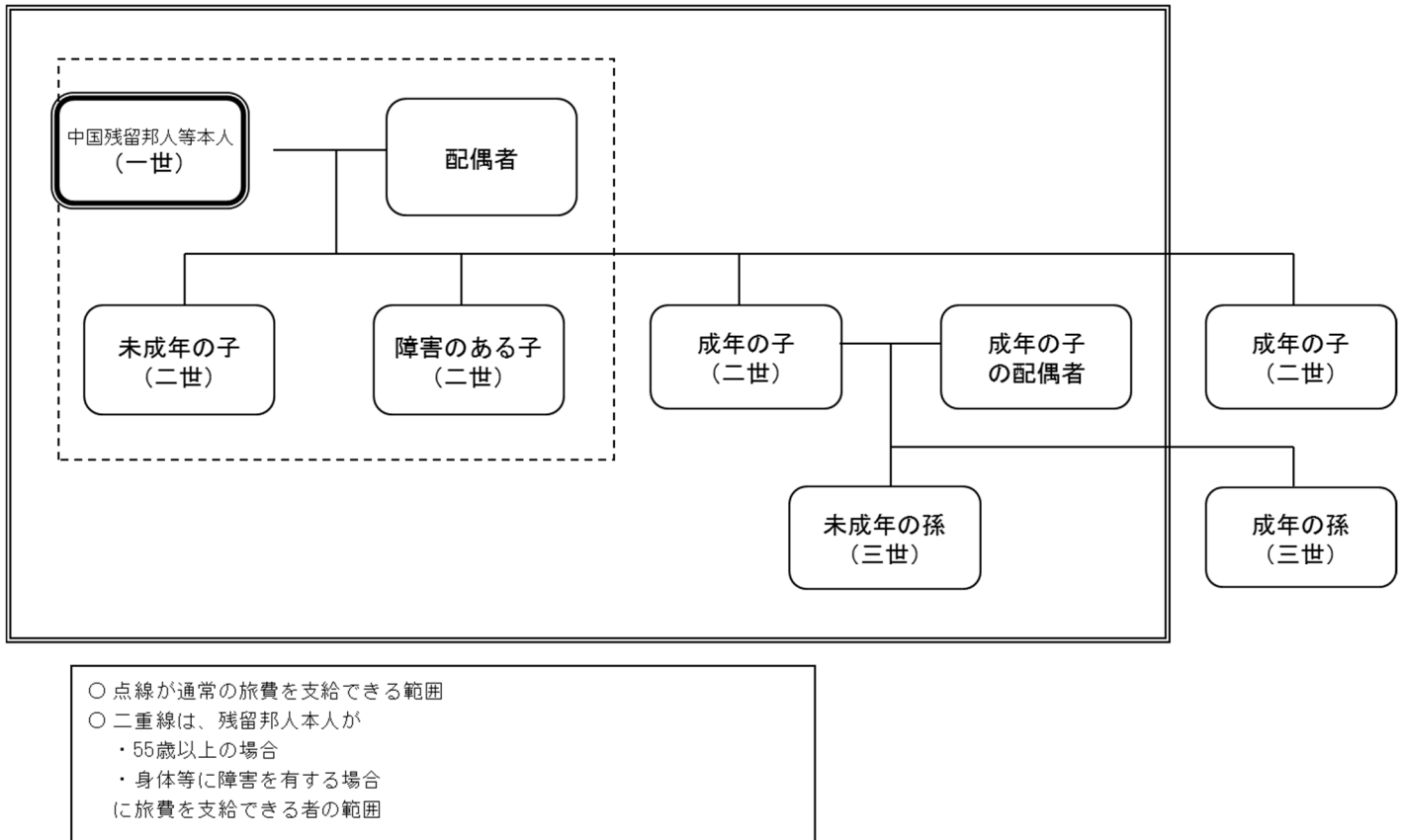
イ 18歳未満の実子

ウ 身体等に障害のある実子（配偶者のないものに限る。）で扶養を受けているもの

エ 中国残留邦人等が55歳以上、または身体等に障害がある場合で、自立の促進及び生活の安定のために必要な扶養を行うため生活を共にする者として、中国残留邦人等から申出のあった成年の子1世帯

オ その他上記に準ずると認められる者（養父母等）

中国残留邦人等が永住帰国をする際に旅費を支給できる者の範囲



(2) 援護の内容

永住帰国する中国残留邦人等と同行する親族等に対する帰国援護は次のとおりである。

ア 中国等の居住地から日本の定着地までの帰国旅費の支給（鉄道賃、航空賃等）

（支援法第6条、支援法施行規則第5条、第6条）

イ 自立支度金の支給（定着時において生活基盤の確立に資するための資金）

（支援法第7条、支援法施行規則第11条、第12条）

自立支度金(令和8年度)

大人(18歳以上) 184,400円

小人(18歳未満) 92,200円

少人数世帯加算制度

(大人1.0人、小人0.5人で換算) 加算額

1) 1.0人から2.0人 183,500円

2) 2.5人から3.5人 91,750円

(例) 大人3人、小人1人世帯の場合 737,150円

(3) 申請手続き(支援法施行規則第7条)

旅費支給申請の手続きは、原則として中国残留邦人等本人が「永住帰国旅費支給申請書」に、次の書類を添えて厚生労働省に提出することになっている。

- ア 申請者の生年月日と居住地を明らかにする公証書、居民身分証、戸口簿等
- イ 上記(1)のア～オに当てはまる者がいる場合は、その者の氏名その他、生年月日、居住地、残留邦人との続柄とその事実を明らかにする公証書、戸口簿等
- ウ 中国残留邦人等が永住帰国することの、中国等に残る親族等(配偶者、被扶養者、養父母等)の同意書
- エ 上記(1)のエに当てはまる成人の子がいる場合は、中国残留邦人等と本邦で同居し扶養する旨を誓約した誓約書

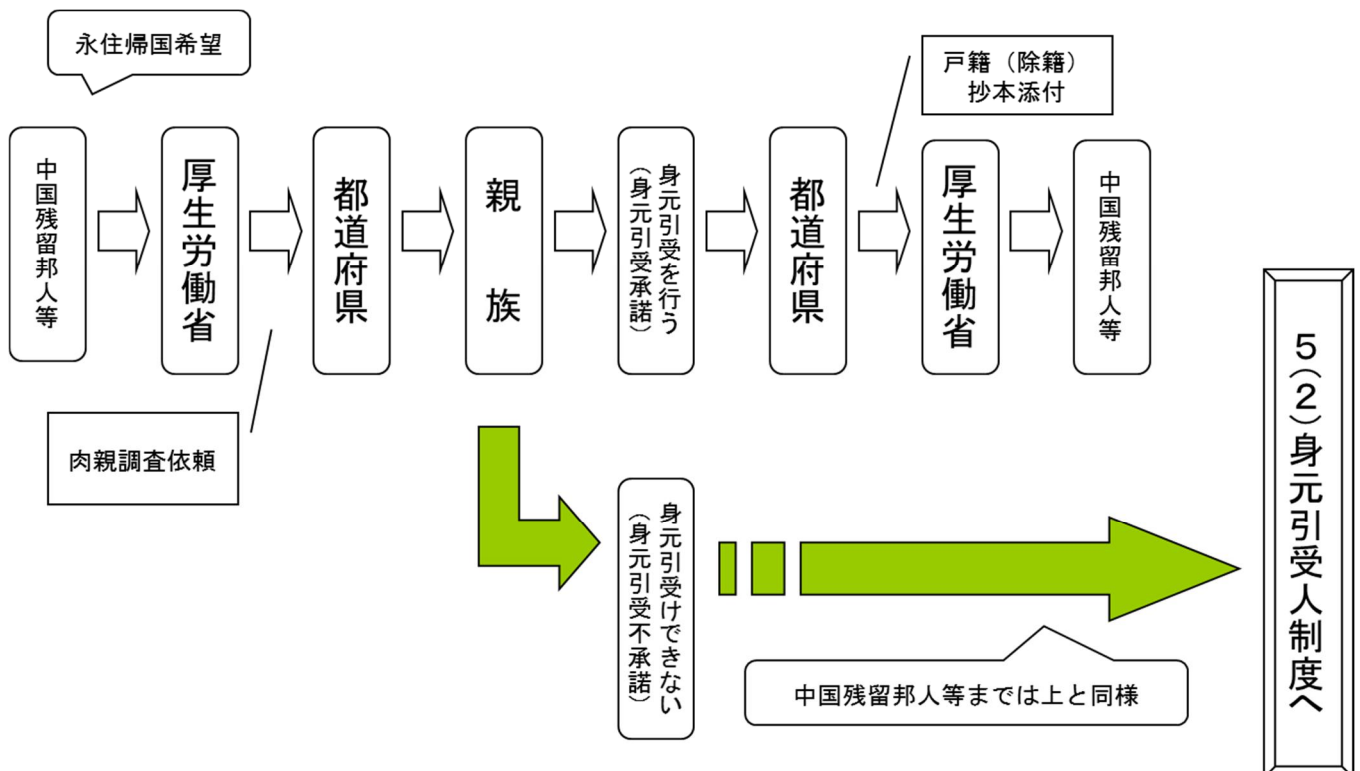
(4) 肉親に関する調査等の実施

永住帰国を希望する中国残留邦人等の肉親に関する調査等(肉親の消息調査と中国残留邦人等の身元引受けに関する肉親の意向確認)を本籍地都道府県に依頼しているが、調査等を行うに当たっては、次の点に留意願いたい。

- ア 肉親に対して身元引受けの役割と定着後の援護施策の内容について説明すること。
- イ 肉親に関する調査等の結果、在日親族が中国残留邦人等の身元引受けを行うことを確認したときは、その旨を速やかに厚生労働省に回答すること。
- ウ 肉親に関する調査等の結果、肉親が身元引受けを行うことができないことを確認したときは、その旨を速やかに厚生労働省に回答すること。

ただし、肉親から検討したい旨の申し出があった場合で、2か月の期間を経過してもなお回答がないときには、身元引受けができないものとみなしてその旨を厚生労働省に報告することや、当該肉親に対しても連絡すること。

- エ 肉親に関する調査等の報告に際しては、中国等を出国する際に必要となる中国残留邦人等の戸籍(除籍)抄本3通を添付すること。

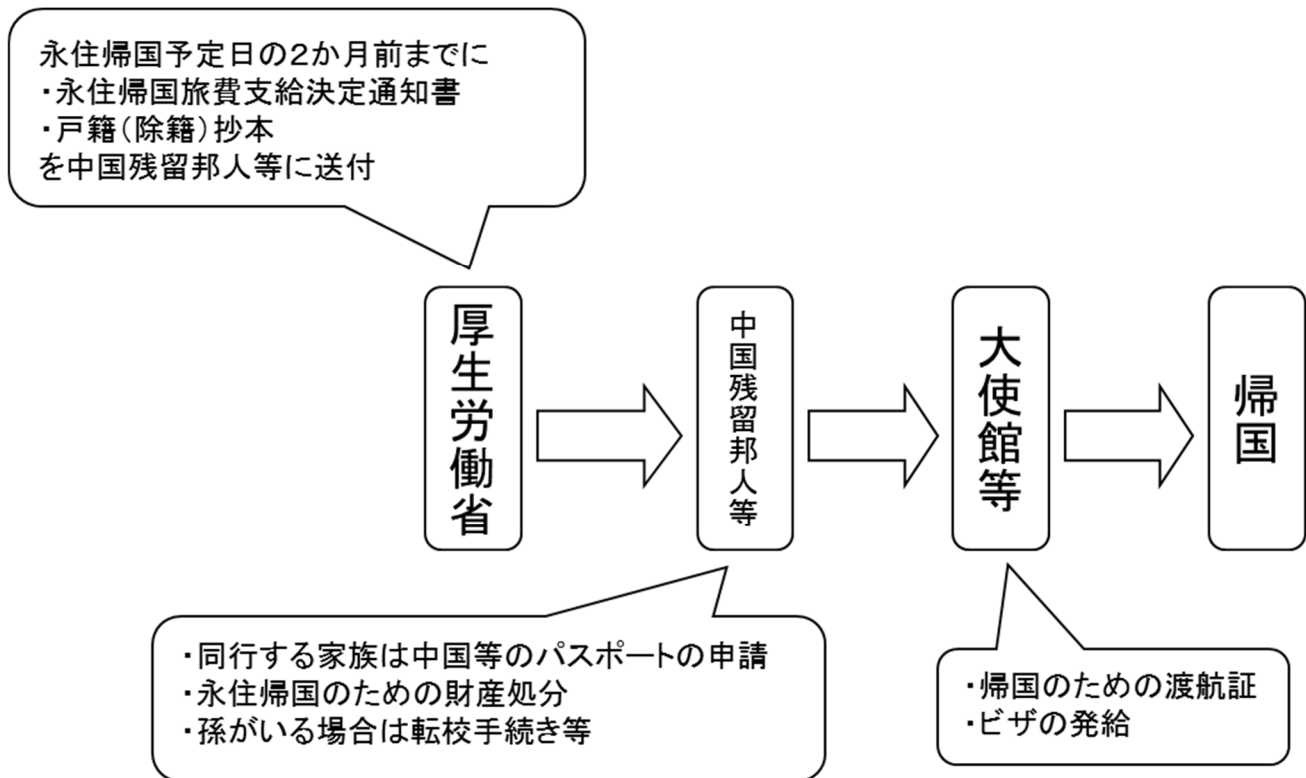


(5) 帰国旅費支給決定後の手続き

厚生労働省は、永住帰国旅費を支給することを決定した「永住帰国旅費支給決定通知書」と戸籍（除籍）抄本を中国残留邦人等本人に送付している。

中国残留邦人等とその同行家族が、中国等からの出国と日本への入国に関する手続きを行う際は、これらの書類を大使館または領事館で提示することが必要である。

なお、居住予定地の都道府県には、帰国予定時期等を記した通知文書に、永住帰国旅費支給決定通知書の写しを添えて送付しているので、中国残留邦人等の帰国後の受入準備について配慮願いたい。



(6) 自費帰国者の帰国後の援護

ア 自立支度金の支給（支援法第7条、支援法施行規則第13条）

永住帰国援護の対象者であるが、帰国旅費の支給申請をしないまま帰国した者であっても、帰国後1年以内に申請をすれば、自立支度金が支給される。

イ 首都圏中国帰国者支援・交流センター定着促進事業宿泊施設への入所

帰国後おおむね2か月以内に首都圏中国帰国者支援・交流センター定着促進事業宿泊施設への入所の申請をすれば、入所することができる。

ウ 公営住宅への入居など、国費帰国者と同様な援護を受けられる。

エ 永住帰国者証明書の交付

（平成6年9月30日社援発第667号厚生省社会・援護局長通知）

永住帰国者証明書の交付を受けることができる。（同行家族は記載できない。）

上記アの自立支度金の支給申請（支援法施行規則第13条）とエの永住帰国者証明書の交付申請についてこの手続きは、原則として帰国者本人が「自立支度金支給申請書」「永住帰国者証明書交付申請書」に次の書類を添付して、居住地都道府県を通じて厚生労働省に申請する。

- (ア) 申請者の生年月日を明らかにする書類
- (イ) 申請者の住民票（日本の国籍を有しない者は在留資格を記載したもの）の写し
- (ウ) 申請者が本邦に上陸した日を明らかにする書類
- (エ) 申請者に親族等がいる場合は、その事実を明らかにする書類、その者の生年月日を明らかにする書類とその者が本邦に上陸した日を明らかにする書類

3 家族の呼寄せ

中国残留邦人等の援護は本来残留邦人本人を対象としているが、従来からの扶養関係を考慮し、同行する配偶者や未成年の子等の扶養家族についても援護の対象としている。

また、高齢の中国残留邦人等は、本人と配偶者のみでは帰国後安定した生活を営むことが困難なため、平成9年度からは、55歳以上の中国残留邦人等を扶養するために同行する成年の子1世帯についても援護の対象とした。

したがって、援護対象外の家族を呼び寄せる場合は、同行した成年の子1世帯が自立したうえで呼び寄せるように、中国残留邦人等に対して指導している。

4 一時帰国援護の概要

(1) 中国からの一時帰国援護

ア 個別一時帰国援護

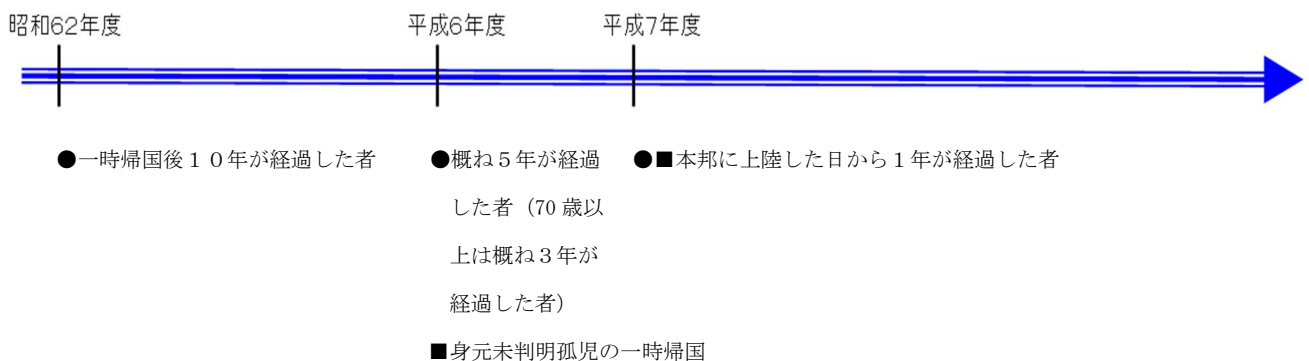
昭和48年10月から親族訪問、墓参等の目的で身元判明孤児を含む中国残留邦人が日本に一時帰国する場合には、その往復の旅費を1回のみ負担してきたが、その後、「もう一度親族訪問をしたい」「もう一度墓参をしたい」などの希望が多数寄せられるようになったことから、昭和62年度から、一時帰国後概ね10年を経過した者に対して再度の一時帰国援護を行うことになった。

さらに平成6年度からは概ね5年を経過（70歳以上の中国残留邦人は概ね3年を経過）した者に、平成7年度からは本邦に上陸した日から1年を経過した者（身元未判明孤児を含む）に改正されている。

イ 身元未判明孤児の一時帰国援護

身元未判明孤児は親族訪問、墓参等を目的とする一時帰国援護の対象とならなかったが、「祖国を訪問したい」「帰国した友人と再会したい」などの希望が多数寄せられるようになったこと、また、一時帰国ができないうえに無理に永住帰国するというような事態を避けることから、祖国訪問という位置づけで平成6年度から身元未判明孤児の一時帰国（再一時帰国）援護を行っている。

(●再一時帰国 ■身元未判明孤児の一時帰国)

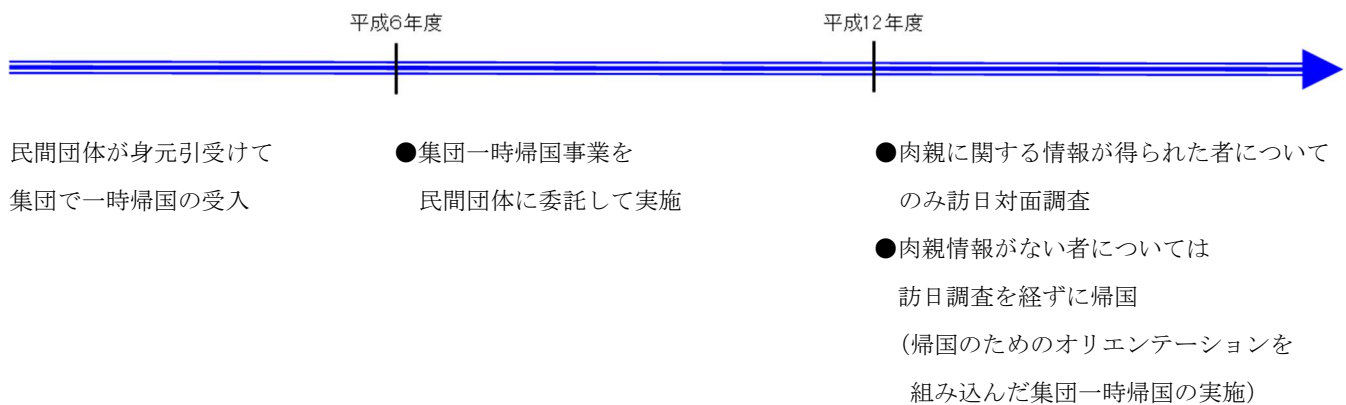


ウ 集団一時帰国援護

当初、一時帰国援護は、在日親族からの申請に基づき個別に行われていたが、年月の経過とともに在日親族の死亡、世代交代等、受入れ側の事情の変化により、在日親族の受入れができず、中国残留邦人が希望しても一時帰国がままならない事例が多くなってきたことから、民間団体による集団一時帰国が広く行われるようになった。

これらの状況を踏まえ平成6年度から集団一時帰国事業を民間団体に委託して実施している。

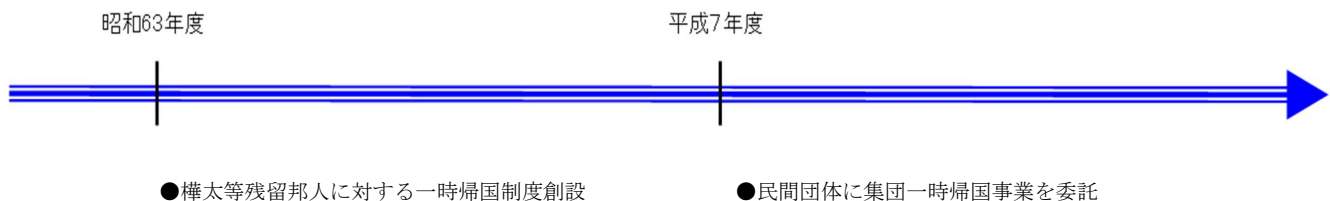
また、平成12年度から、集団による訪日調査に代えて、肉親に関する情報が得られた者のみ訪日対面調査を行うこととし、肉親情報がない者は訪日調査を経ずに帰国できる方法に改めたことから、これらの者に対して、訪日の機会がなく日本の事情も知らずに永住帰国する弊害を少なくするために、「帰国のためのオリエンテーション」を組み込んだ集団一時帰国援護を実施している。



(2) 樺太等からの一時帰国援護

樺太等残留邦人については昭和63年度に制度を創設し、一時帰国（個別）が行われていた。出入国手続き等が複雑であること、在日親族との文通等の連絡・相談に時間がかかることなどから、民間団体によって平成2年度より集団一時帰国が行われるようになった。平成7年度からは毎年一時帰国する者が多く見込まれること、在日親族の受入れなどが困難になってきていることから、一時帰国者の円滑な受け入れを図るため、民間団体に集団一時帰国事業を委託して実施している。

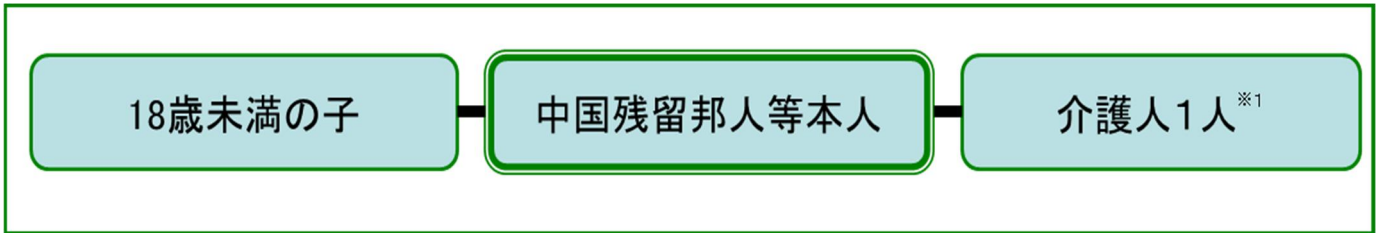
また、平成12年度から、樺太等残留邦人の現地での消息調査や帰国希望者の把握も上記団体に委託して実施している。



(3) 一時帰国旅費の支給対象者(支援法第 18 条、支援法施行規則第 21 条、22 条)

中国残留邦人等本人が一時帰国をするに当たっては、

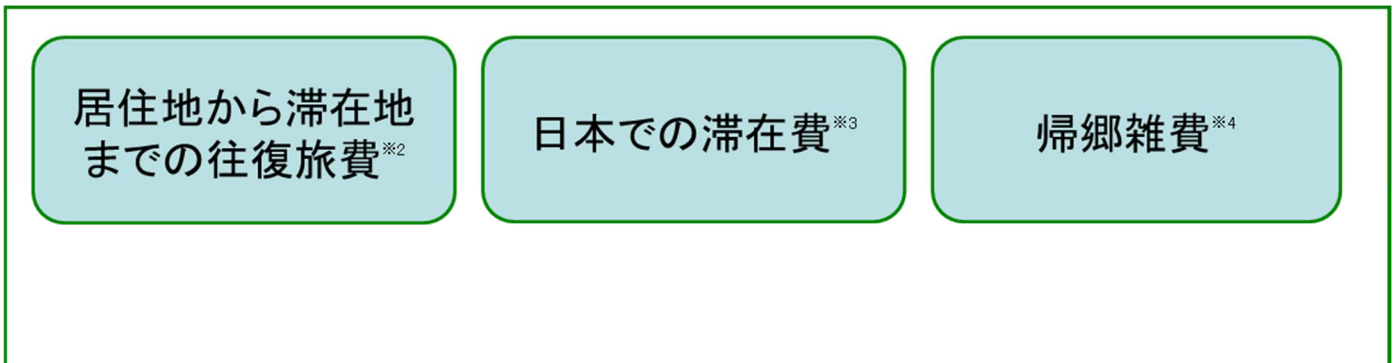
- ア 18 歳未満の子。
- イ 本人が介護を必要とする場合は介護人 1 人を同行することができる。



※1 本人が介護を必要とする場合

(4) 援護の内容

- ア 中国等の居住地から日本の滞在地までの往復旅費 (支援法第 18 条、支援法施行規則第 23 条)
- イ 日本での滞在費 (平成 7 年 3 月 31 日社援発第 215 号厚生省社会・援護局長通知)
- ウ 帰郷雑費



※2 「国家公務員等の旅費に関する法律」に準じて、航空賃、鉄道賃、宿泊費等を支給

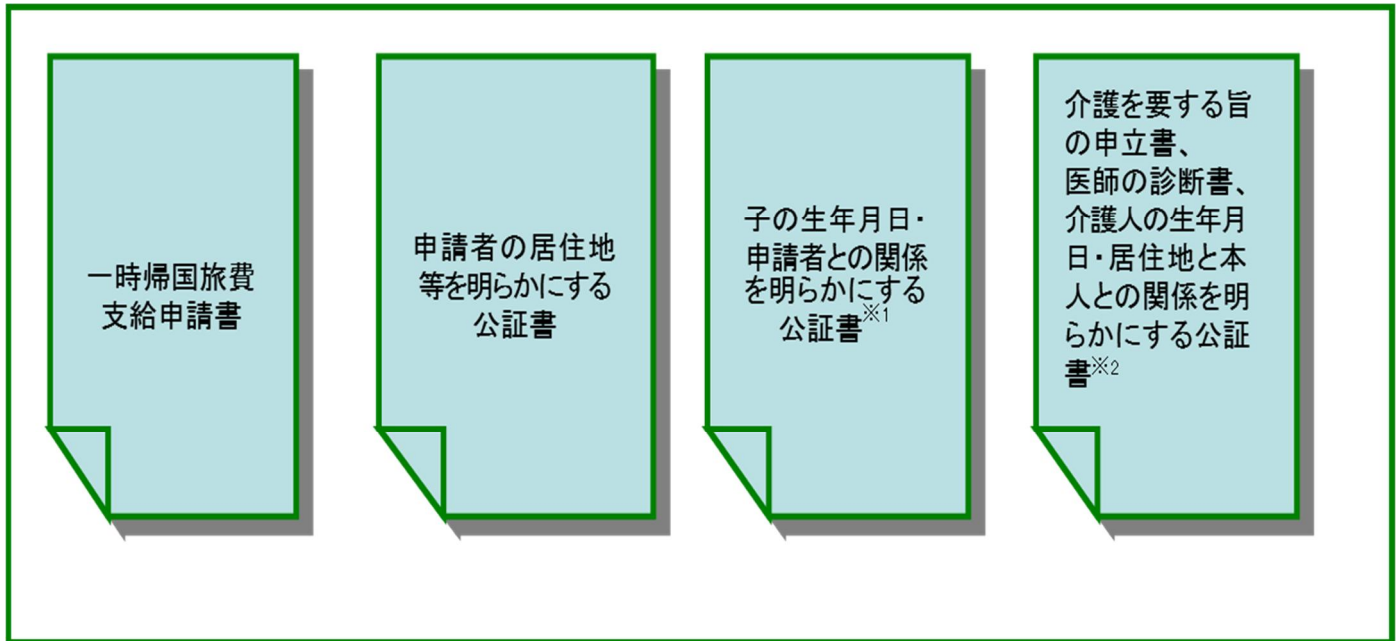
※3 一時帰国者(親族及び介護人を含む)の本邦滞在中の費用として、1 人 160,000 円(18 歳未満は半額)を支給

※4 未帰還者留守家族等援護法による帰郷旅費に準じて、上陸地および帰郷地に応じ、1,000 円～3,000 円を支給

(5) 申請手続き(支援法施行規則第 20 条)

帰国旅費支給申請の手続きは、「一時帰国旅費支給申請書」に次の書類を添えて、中国残留邦人等本人が厚生労働省に提出することになっている。

- ア 申請者の生年月日と居住地を明らかにする公証書
- イ 18 歳未満の子を同行する場合は子の生年月日、居住地や申請者との関係を明らかにする公証書
- ウ 本人が介護を必要とする場合は、その旨の申立書、医師の診断書、介護人の生年月日、居住地と本人との関係を明らかにする公証書



※1 18歳未満の子を同行する場合

※2 本人が介護を要する場合

(6) 親族訪問に関する調査等の実施

親族訪問を希望している中国残留邦人等の親族の消息調査、親族訪問受入れの親族の意向調査と戸籍（除籍）抄本（1部）の送付を本籍地都道府県に依頼している。

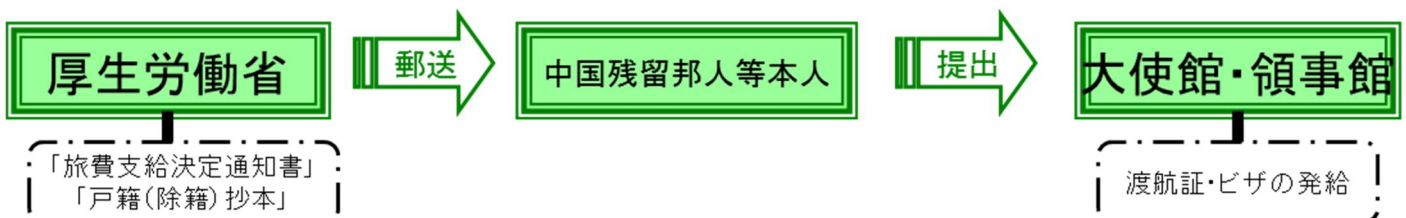
調査依頼等を受けた都道府県は親族訪問の可否を調査し、戸籍（除籍）抄本と併せ速やかに厚生労働省に回答願いたい。

※ 訪問を希望している親族が本籍地都道府県以外に居住している場合は、当該居住地都道府県に調査を依頼している。

(7) 旅費支給決定後の手続き

厚生労働省では一時帰国旅費の支給を決定した際は、「支給決定通知書」と戸籍（除籍）抄本を本人に送付しており、中国残留邦人等とその介護人等は、中国等からの出国と日本への入国に関する手続きを行う際にこれらの書類を大使館・領事館に提示することになっている。

本籍地と滞在先の都道府県には支給決定通知書の写しを送付しているため、当該都道府県は、中国残留邦人等の受入れ等に配慮願いたい。

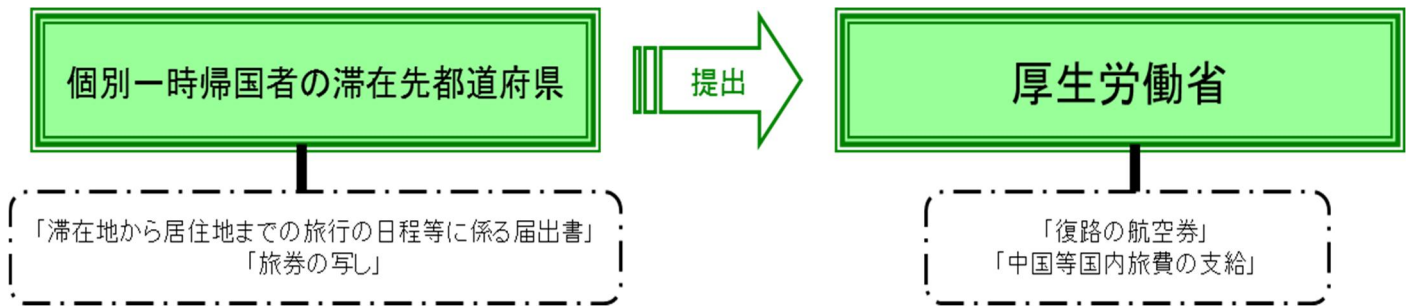


(8) 再渡航(中国等に戻る)手続き

個別一時帰国者の滞在先の都道府県に「滞在地から居住地までの旅行の日程等に係る届出書」と旅券の写しを厚生労働省へ提出するように依頼している。

厚生労働省は、この届け出に基づいて、復路の航空券と中国等国内旅費を再渡航前に支給するように手続きを

進めることにしているため、本邦帰国後は速やかに届出書を提出するよう配慮願いたい。



5 永住帰国後の受入体制

(1) 首都圏中国帰国者支援・交流センター(定着促進事業)

帰国直後の中国残留邦人等と同伴世帯に対して、早期に日本社会に溶け込み安定した生活を営むことが出来るよう、首都圏中国帰国者支援・交流センターにおいて6ヶ月間にわたり入所方式(定着促進事業宿泊施設に入所)により基礎的な日本語教育や基本的な生活習慣の研修を行う。

○定着促進事業宿泊施設の概要

所在地	東京都江東区
開所年月日	平成28年11月
委託先	公益財団法人 中国残留孤児援護基金

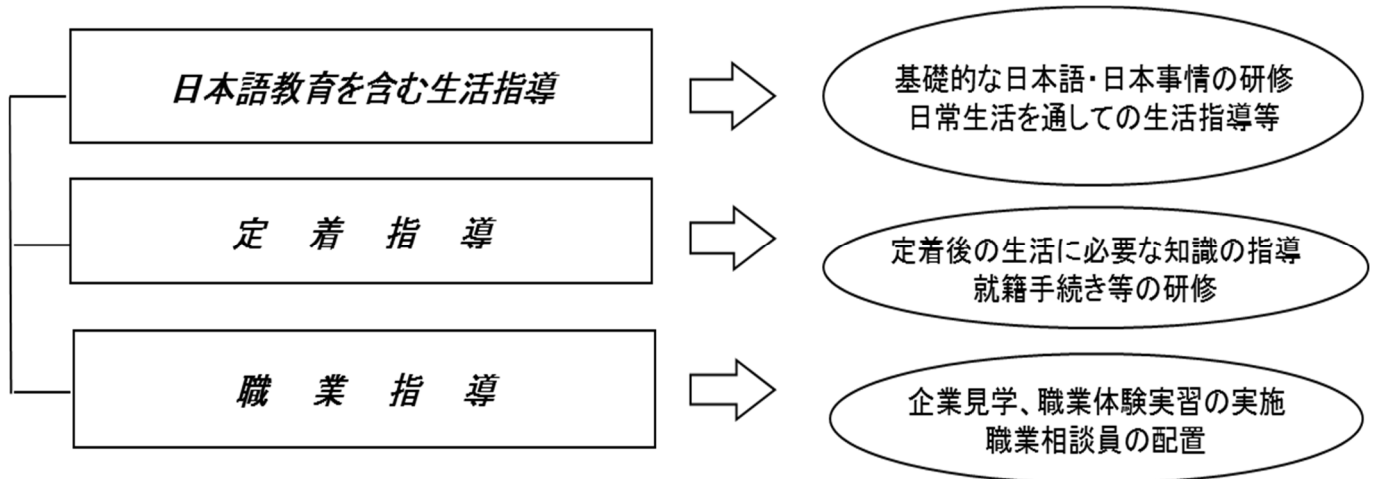
(※) 昭和59年2月に「中国帰国孤児定着促進センター」(平成6年に「中国帰国者定着促進センター」と改称)を埼玉県所沢市に開設し研修を実施。ここ数年、永住帰国者が減少傾向にあることから平成27年度末をもって閉所。

ア 首都圏中国帰国者支援・交流センター(定着促進事業)への入所

- 平成28年度から、首都圏中国帰国者支援・交流センターの定着促進事業として都内に設けた宿泊施設に入所し、首都圏中国帰国者支援・交流センターに通所して日本語・生活習慣等の研修を実施。入所期間は6ヶ月間。
- 年齢別の履修進度に柔軟に対応しており、基礎的な日本語の教育や生活知識の指導を充実させることにより、中国残留邦人等の高齢化に対応した日本社会での生活の安定と自立の促進を図る。

※ 中国帰国孤児定着促進センター設立当初、帰国直後の中国残留孤児世帯に対して、4か月間基礎的な日本語教育や生活指導を行っていた。また、平成5年度からは永住帰国を希望する中国残留邦人等の中で、日本語・生活習慣について生活する上で不安を感じている者を、平成10年度からは、同様の状態にある樺太等残留邦人をセンターに入所、平成16年度からは帰国者の高齢化を踏まえて入所期間を6か月間に延長し必要な研修を行っていたが、平成27年度末をもって同センターは閉所。

イ 首都圏中国帰国者支援・交流センター（定着促進事業）での研修



- ・ 研修は、日本語教育、定着指導、生活指導から成り立ち、日本社会での適応を促進するため、日本語、日本事情の研修、生活指導等を首都圏中国帰国者支援・交流センターに通所し行う。
- ・ 帰国者が日本社会に定着して生活していく上では、研修中から職業訓練校見学や個別の職業相談等を行うことも重要であることから、首都圏中国帰国者支援・交流センターに職業相談員を配置する。
- ・ 地方都市への定着に不安を持つ者も少なくないことから、子や孫等を対象に地方都市での地場産業の見学と職場実習、当該地に定着した帰国者との懇談等の体験研修を行い、地方都市への理解を深めるとともに、居住地に円滑に定着するための研修を行う。
- ・ 帰国者の戸籍を整える必要があるため、首都圏中国帰国者支援・交流センターで最高裁判所と民間団体の協力を得て戸籍の回復や就籍（新たに戸籍を作ること。）の説明を行う支援を行う。
- ・ また、日本語の理解力の高い残留婦人等に対しては、日本社会で生活がスムーズに行われるよう生活指導等を中心に研修を行う。

(2) 身元引受人制度の創設と経緯

ア 身元引受人制度

- 昭和 58 年：「中国残留日本人孤児問題懇談会」（厚生大臣（当時）の私的諮問機関）が「身元未判明孤児」の受入れを、肉親に代わって相談相手となり、助言・指導を行う「身元引受人制度」の創設を提案。
- 昭和 59 年：「中国残留日本人孤児問題の解決」に関し、日中両国政府間で口上書を交換、「日本への帰国を希望する孤児は、在日親族の有無にかかわらず受け入れること」を確認。

大部分の孤児は中国籍であるため、日本へ帰国するには外国人の入国と同様に「入管法」上、身元保証人が必要となり、身元未判明孤児の場合は、在日親族がないため、知人やボランティアを身元保証人として依頼しなければならず、事実上帰国が困難。

厚生省(当時)・法務省による協議

「身元保証」の代替として身元未判明孤児・同伴家族には援護局長の発給する「定着促進センターへの入所通知(永住帰国旅費支給決定通知書)をもって入国査証を与え、帰国後は定着促進センター入所を義務付け、入所中に身元引受人をあつせんすることにした。

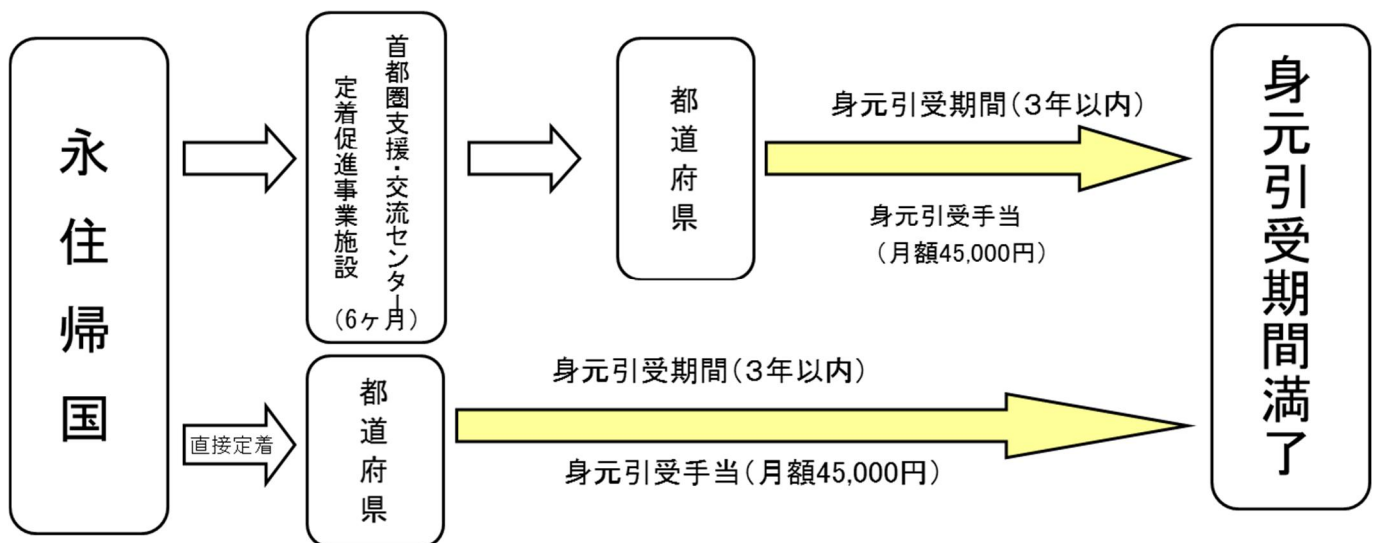
イ 特別身元引受人制度

- 平成元年：諸般の事情により親族の身元引受けが困難で永住帰国ができない身元判明孤児（特別事情判明孤児等）の帰国促進を図るため、親族に代わる「特別身元引受人制度」創設
- 平成3年：「特別身元引受人」制度の対象者に「残留婦人等」を追加
- 平成7年：身元引受人制度の一本化（特別身元引受人を統合）

(3) 身元引受人の役割・引受期間及び手当

身元引受人は、帰国者が定住後、身近な相談相手として帰国者世帯の日常生活上の諸問題の相談、定着自立に必要な助言・指導等を行う。

また、身元引受人の身元引受期間は身元引受の開始日から3年以内とし、身元引受期間中月額45,000円（令和7年度）が支給される。



(4) 身元引受人の登録とあっせん等

ア 登録

令和8年3月31日現在、1,610名（中国1,581名、樺太29名）の身元引受人（法人と任意団体を含む。）が登録されている。

なお、身元引受人の登録申請者を推薦するに当たっては、申請者が身元引受人としてふさわしいか否かを、事前に都道府県と関係者（経験豊かな自立指導員及び身元引受人）間で情報交換するなどして、慎重に審査するようお願いしたい。

また、身元引受人が業務の遂行が不能になった場合、身元引受人としてふさわしくない行為があった場合、又は身元引受人登録者の死亡等登録内容に変更が生じた時は、厚生労働省に連絡願いたい。

イ あっせん

身元引受人のあっせんは次の方法により行っている。

(ア) 居住予定地の決定

帰国者の意向を聞くほか、身元判明者、残留婦人等の本籍地や在日関係者の居住地等の関係都道府県と協議の上、厚生労働省が居住予定地の決定を行っている。

(イ) 身元引受人の選定

居住予定地の都道府県は、登録者の中から適当と認められる者の選定を行い、厚生労働省に連絡する。

なお、現在、身元引受人と帰国者との間に信頼関係がなくなったりするなどの問題が生じ、都道府県ではその対応に苦慮しているところもあることから、選定に当たっては慎重に期するようお願いしたい。

(ウ) 身元引受人の決定

厚生労働省は選定された身元引受人登録者と帰国者両者の合意を得て、身元引受人の決定を行っている。

(エ) 身元引受人のあっせん時期

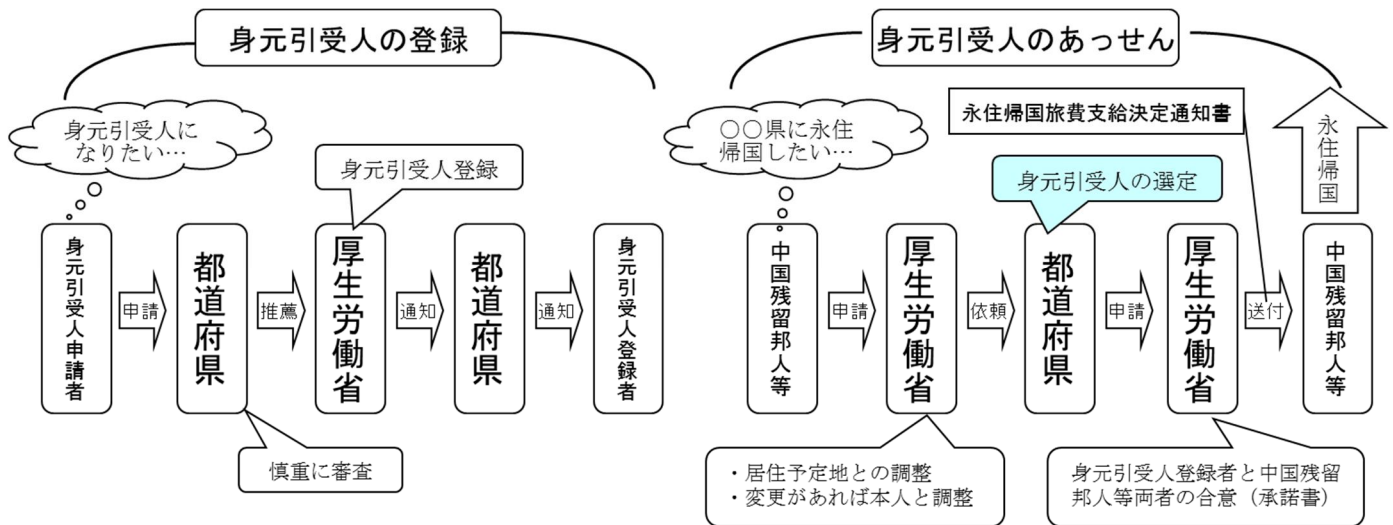
あっせんは、原則として帰国前に行うが、帰国希望時期を表明してから相当期間を経てもあっせんが困難な場合等は、帰国後に行うことにしている。

なお、帰国後のあっせんに関するトラブルを避けるため、各都道府県はできる限り身元引受人の選定と推薦を帰国前に行うよう協力願いたい。

令和8年3月31日現在、累計で2,655世帯（中国2,572世帯、樺太等83世帯）に対し身元引受人のあっせんを行った。

ウ 住宅の確保

帰国者の定着と公営住宅等の確保は一体のものであり、かつ、帰国予定者に対しては帰国予定時期を明示していることから、都道府県は関係部局と密接に連絡調整を図り公営住宅等を確保されるよう願いたい。



6 養父母に対する扶養費の支払い

- ・ 孤児が日本に永住帰国後、中国に残された養父母等に対する扶養費の支払い等は、日中間で協議を重ねた結果、昭和59年3月と昭和61年5月の2回にわたり日中両国政府間で口上書が交換され、これまでに3,098名分、約8億7,213万円を中国紅十字会総会に送金している。
- ・ 扶養費の額は、帰国孤児1人当たり10,800元を一括して支払っている。
(月額60元×支払期間15年分)
- ・ 扶養費支払いの対象者は、日本に永住帰国した孤児（孤児と同様の状況にあったことを日中両国が確認した者を含む。）の中国に残された養父母等となっている。
- ・ なお、日中国交正常化前に帰国した者の養父母等は、支払い対象とならない。

IV 生活支援について

1 老後の生活支援(経済的支援)

中国残留邦人等は、長期にわたり中国等に残留を余儀なくされたことから、中高年となって永住帰国した後も、日本語が不自由なため就労が困難であり、年金保険料を帰国前の期間について納付できないばかりか帰国後の期間も納付することができず、年金の支給を受けられない事態が生じており、老後の備えが不十分な者が多い状況にあった。

このような特別な事情を踏まえ、老後生活の経済的安定が図れるよう、支援法を一部改正し、平成20年4月から「満額の老齢基礎年金等の支給」と「支援給付の支給」を行っている。

また、中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者に対し、中国残留邦人等の死亡後に支援給付に加えて「配偶者支援金の支給」を行っている。

(1) 満額の老齢基礎年金等の支給

ア 対象＝特定中国残留邦人等(支援法第13条)

中国残留邦人等のうち、以下の要件の全てに該当する者が対象となる。

- (ア) 拠出制年金制度の対象となる、明治44年4月2日以降に出生した者
- (イ) 戦後の混乱が概ね収束する昭和21年12月31日以前に出生した者(※)
- (ウ) 拠出制年金制度が施行された、昭和36年4月1日以降に初めて永住帰国した者
- (エ) 永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有している者

※ これに準ずる事情のある者として厚生労働大臣が認める者を含む。ただし、申請資格は老齢基礎年金等の被保険者期間を終了した満60歳以上となるので注意されたい。

イ 満額の老齢基礎年金等を受給するための一時金の申請

特定中国残留邦人等が満額(※)の老齢基礎年金等を受給することを可能とする為、帰国前の期間を含めた被保険者期間(最大40年)に対応する保険料相当額を「一時金」として本人に支給し、その中から保険料納付額を国が控除し本人に代わって日本年金機構に納付している。

なお、既に本人が保険料を自ら納付(拠出)している期間については、保険料相当額を本人に直接支給している。

「一時金」の支給には本人からの申請手続が必要となっており、平成20年1月から開始された申請に対し、令和8年3月末までに6,337名に対し支給決定を行った。

※満額支給は本人の被保険者期間の状況、生年月日等により異なる。

ウ 老齢基礎年金等

満額支給の対象となる老齢基礎年金等とは、新国民年金法(昭和60年改正法)による「老齢基礎年金」と改正前の旧国民年金法による「老齢年金」の2つであり、大正15年4月2日以降に出生したものは、概ね「新法」、それ以外の者は「旧法」の適用となる。

旧法適用者は、新法適用者と比較して、以下の差異が生じる。

- ① 満額は生年月日により異なる。
- ② 一時金の算定対象となるのは老齢年金(国民年金)の被保険者期間のみとなるため、厚生年金等の被用者年金の被保険者期間は納付済期間であってもその期間の保険料相当額は本人に支給されない。

エ 一時金支給決定後の年金の額改定と受給について

老齢基礎年金等を受給中の者に対する一時金の支給決定（保険料の代理納付）後の年金の額改定は、「申請受理日の翌月」に行なわれ、最も早い者で平成20年4月支給分から反映されている。

老齢基礎年金等の受給権は原則的に満65歳で発生するが、支給開始に際しては「裁定請求」手続が必要となるので、特定中国残留邦人等の年齢と受給状況に注意の上、各都道府県、市では、請求指導に配慮願いたい。

なお、一時金の支給決定以前に繰上受給（65歳以前からの減額受給）を開始している者は、本人の申出により65歳以前に受給した年金総額と65歳以降に満額受給する（した）年金額を相殺する調整を行い、調整終了後は満額が受給できるよう措置している。

オ 従前の国民年金特例措置

中国残留邦人等の永住帰国前の中国等居住期間を保険料免除期間とする「国民年金の特例措置」（平成8年4月から実施）は、一時金の支給決定に際しても、その額算定に要する被保険者期間を確認する前提となることから、引き続き「永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書」の交付を要する。

この証明書交付に係る申請は、本人から都道府県に申出があった場合に、平成8年3月26日付け社援発第214号「国民年金に係る特例措置対象者回答申出のために必要な永住帰国した中国残留邦人等であることの証明について」により、速やかに対応願いたい。【参考資料30】

カ 昭和25年以降に出生した者の一時金の申請

昭和25年以降の出生者については、これまでの認定基準（事務処理方針）では、相当程度長期にわたり日本人としての生活を失った者（幼少期に肉親と離別した者など）について一時金の支給対象としていたが、平成27年1月に認定基準を改正し、改正後の認定基準では、ソ連参戦以後の引揚困難事由（※1）の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者（※2）について、一時金を支給することとした。

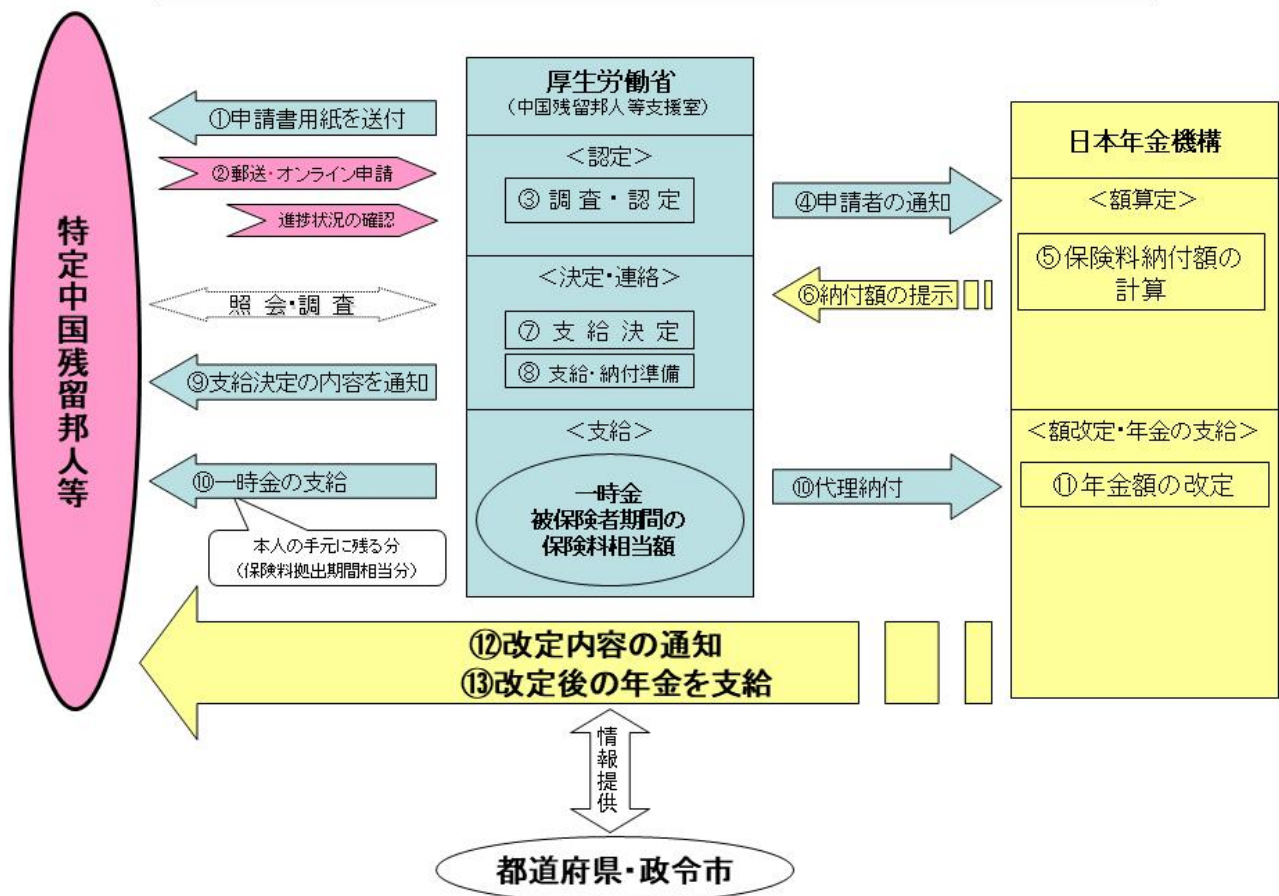
（※1）ソ連参戦以後の引揚困難事由とは、留用、中国内戦、中国政府による帰国の不許可などが引揚困難事由となる。なお、基本的には、日中国交正常化以後は当該引揚困難事由が解消されたものと考えられている。

（※2）認定には立証資料の提出が必要。詳しくは、平成27年2月18日に各都道府県あて送付した「満額の老齢基礎年金等の支給」のための一時金の認定基準の見直しについてを参照されたい。【参考資料32】

キ 一時金支給決定通知書(写)の送付について

特定中国残留邦人等に満額の老齢基礎年金等を支給するための一時金は、申請者からの申請に基づき、支給要件を満たした特定中国残留邦人等に一時金の支給決定を行っている。一時金の支給を決定する者に対しては、厚生労働省より「支給決定通知書」による通知を行うとともに、併せて居住地の都道府県及び市町村宛てに当該「支給決定通知書」の写しを送付することとしている。ついては、当該特定中国残留邦人等から支援給付の申請等問い合わせがあった場合には、懇切丁寧なご案内をお願いしたい。

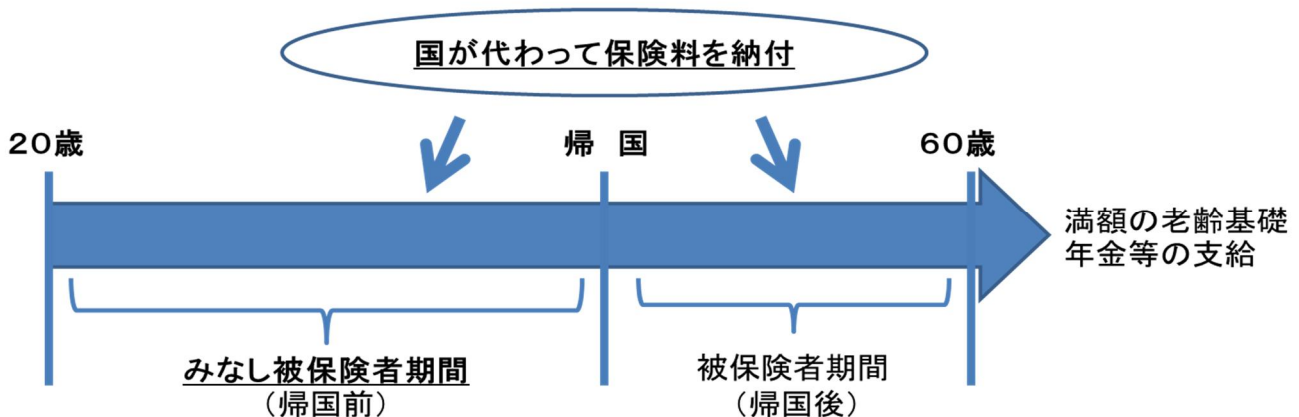
2 一時金申請から年金額改定までの流れ(フローチャート)



特定中国残留邦人等に対する一時金の支給について

- ① 永住帰国した中国残留邦人等で一定の要件を満たす者(特定中国残留邦人等)は、帰国前の国民年金制度に加入できなかった期間及び帰国後の期間について、保険料を追納できる。
- ② 国は、特定中国残留邦人等が満額の老齢基礎年金等を受給することを可能とするため、帰国前及び帰国後の被保険者期間(最大40年)に対応する保険料相当額を「一時金」として本人に支給する。その中から既に保険料を本人が納付している額を控除し、本人に代わって日本年金機構に追納する。なお、当該控除額については、本人に直接支給する。

帰国前及び帰国後の期間について追納を認め、追納保険料は国が負担



(2) 支援給付制度について

ア 趣旨

支援給付は、永住帰国した特定中国残留邦人等及びその特定配偶者の老後の生活を安定させる観点から、特定中国残留邦人等が、満額の老齢基礎年金を受給してもなお、世帯の収入が一定の基準に満たない場合、特定中国残留邦人等及び特定配偶者に対して、生活保護の基準に基づき算出された支援給付が支給される。

支援給付は、特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯の収入の額（その者に支給される老齢基礎年金の他、厚生労働省令で定める額を除く。）が、その者（特定配偶者等を含む。）について、生活保護法の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。（法第14条第1項）

支援給付を受けている特定中国残留邦人等が死亡した場合において、死亡後も特定配偶者の属する世帯の収入の額（厚生労働省令で定める額を除く。）が、当該特定配偶者等について、生活保護法の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該特定配偶者に対して、支援給付を行うものとする。（法第14条第3項）

支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。（法第14条第5項）

【特定中国残留邦人等及び特定配偶者が置かれた特別な事情とは】

- 特定中国残留邦人等は、①長期にわたって中国等への残留を余儀なくされたため、日本人としての義務教育を受けるチャンスがなく、多くの人々が今日においても日本語が不自由な状態であり、②帰国が遅れたために、高度経済成長の恩恵を享受することができず、老後の備えが不十分であるという特別な事情に置かれている。
- 一方、特定配偶者は、①特定中国残留邦人等を中国において長年支え続け、日本に骨を埋める覚悟で来日したものの、特定配偶者の大半は、高齢、日本語が不自由、日本の生活習慣に不慣れな状態であり、②特定中国残留邦人等と同様に、高度経済成長の恩恵を享受することができず、老後の備えが不十分であるという特別な事情に置かれている。

イ 支援給付の実施に当たり留意する事項

支援給付の実施に当たっては、法令に定めるところはもとより、支援給付の実施要領と実施要領の取扱い等に従って適正な実施に努めること。また、機械的な運用に陥ることのないように、対象者が置かれている事情を把握・理解し、個々のニーズに応じたきめ細かな支援を行うよう努めること。

なお、支援給付は特別の定めがない限り「生活保護法」の規定の例によることになるため、「生活保護法」及び保護の実施要領等についても理解すること。その際には、特に支援給付と生活保護制度の相違点に十分留意すること。

ウ 給付の内容

支援給付は生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付、出産支援給付、生業支援給付及び葬祭支援給付から構成されている。

各支援給付の内容・基準は生活保護法の規定の例による。医療支援給付と介護支援給付は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則である。

エ 対象者

支援給付の対象者は次のいずれかに該当する者である。

- ※ 新規開始の申請者（相談者）が特定中国残留邦人等かどうかの確認は、一時金支給決定通知書により行うが、不明な場合は、適宜厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室に照会願いたい。

- (ア) 特定中国残留邦人等とその特定配偶者で、世帯の収入が一定の基準に満たない者
- (イ) 支援給付を受けている特定中国残留邦人等の属する世帯にその者の特定配偶者がある特定中国残留邦人等が死亡した場合の特定配偶者で、世帯の収入が一定の基準に継続して満たない者
- (ウ) 平成 25 年改正法施行（平成 26 年 10 月 1 日）の際、現に支援給付を受けている特定中国残留邦人等とその配偶者（特定配偶者を除く）で、世帯の収入が一定の基準に満たない者
 - ※ 平成 25 年改正法施行時に支援給付を受けていない特定中国残留邦人等とその配偶者（特定配偶者を除く）が新規開始の申請をする場合（他実施機関からの移管ケースを除く）、配偶者は支援給付の対象とならないことに留意すること。
- (エ) 平成 25 年改正法施行の際、現に支援給付を受けている特定中国残留邦人等の属する世帯にその者の配偶者（特定配偶者を除く）がある特定中国残留邦人等が死亡した場合の配偶者（特定配偶者を除く）で、世帯の収入が一定の基準に継続して満たない者
- (オ) 平成 19 年改正法施行（平成 20 年 4 月 1 日）前に 60 歳以上で死亡した特定中国残留邦人等の配偶者で、法施行の際、現に生活保護を受けていた者で、世帯の収入が一定の基準に継続して満たない者

オ 支援給付を受ける条件

世帯の収入（特定中国残留邦人等本人に支給される満額の老齢基礎年金等を除く。）が、生活保護における基準を下回り、かつ保有する資産（預貯金等）が、保有を認められる範囲内（老齢基礎年金の満額支給に必要な 40 年間分の保険料相当の一時金の額（当該申請者の一時金支給決定年度により異なり、令和 8 年度に一時金の支給決定があった者の場合は 633.6 万円まで。)) であること。

カ 実施機関

支援給付は都道府県知事、市長又は福祉事務所を設置する町村長が行う。

キ 手続き

原則として、特定中国残留邦人等の居住地を所管する実施機関が、当該者からの申請を受け付け、収入や資産等の調査を行い、支援給付の決定を行う。

ク 生活保護との運用上の主な違い【参考資料 36 を参照】

(ア) 資産の取扱い

開始申請時に保有が容認される預貯金等や、保有が認められる自動車の取扱いが異なる。

また、要支援世帯向け不動産担保型生活資金（リバースモーゲージ）の対象となる不動産は、その適用について個別に厚生労働省に協議を行うようお願いする。

(イ) 収入認定の取扱い

年金収入のうち、特定中国残留邦人等本人の収入は、老齢基礎年金の満額相当額までは収入認定除外として取扱い、その額を超えた額は 3 割を収入認定から除外する。

配偶者支援金は、全額収入認定除外とする。

また、その他の収入（配偶者の年金収入、就労に伴う収入等）も 3 割を収入認定から除外することを基本とする（収入認定については、収入の種類毎に認定すべき時期、控除すべき費用等が異なることから、認定に当たっては支援給付の実施要領等に基づき適切な認定を行うようお願いする。）。)

(ウ) 子や孫世帯と同居している者の収入認定の取扱い

支援給付受給者の高齢化に伴い、安心した老後の生活を送るために子や孫世帯と同居を希望する（同居している）者に対応して、子や孫世帯と同居することを阻害すること（同居を理由に支援給付が受けられなくなる）のないよう、子や孫世帯収入の認定方法について一定の配慮を行っている。

(エ) 家庭訪問の頻度

支援給付受給者への適切な支援を行うために、他法他施策の活用や交流事業への参加など、多様な視点から支援の必要性を検討する必要がある、支援給付受給者の健康状態や生活状況の変化、世帯の状況を把握す

るため、少なくとも1年(12か月)に1回以上は家庭訪問調査(入院入所者の病院等への訪問調査を含む。)を行う。

なお、世帯の状況に変化があると認められるなど、訪問することが必要である時には、世帯の状況に応じ随時に家庭訪問調査を行う。

(f) 扶養義務の取扱い

生計を別にする子供や孫に対しては原則として直接扶養照会を行わない。

(g) 海外渡航の取扱い

支援給付受給者が親族訪問や墓参等を目的とした2ヶ月程度の海外渡航を行う時は、その渡航に要した費用は収入認定を行わない。

(h) 医療機関受診手続き

医療券等を直接実施機関から医療機関へ送付する。支援給付受給者が医療機関で受診する際は、「本人確認証」を医療機関等の窓口に提示する。

ケ 連絡事項・留意事項

支援給付制度は制度開始から15年を超え、対象となる支援給付受給者の高齢化が進んでいることから、その実施に当たっては生活保護制度の例によりながら、従来どおり特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるように必要な配慮をして、懇切丁寧に行うようお願いしたい。

なお、令和8年度における連絡事項及び主な留意点は下記のとおりである。

(ア) 生活保護基準及び年金額等について

① 生活扶助基準について

生活扶助基準については、令和8年10月より特例加算の見直しを行うこととされており、支援法第14条に基づき支援給付制度においても同様の見直しとなることから、適切な対応をお願いしたい。

《生活扶助基準について》

生活扶助基準については、令和7年度予算編成において、社会経済情勢等を総合的に勘案し、当面2年間(令和7～8年度)の臨時的・特例的な措置として以下の対応を決定した。

① 令和4年の生活保護基準部会の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に一人当たり月額1,500円を特例的に加算(特例加算)

※ 特例加算は、令和5～6年度に一人当たり月額1,000円としたものを令和7年度見直して500円引上げ。

② ①の措置をしても従前の基準額から減額となる世帯については従前の基準額を保障

令和8年度においては、社会経済情勢等を総合的に勘案し、令和8年10月から1年間、①の特例加算の額を1,000円引き上げ、一人当たり月額2,500円とするともに、②の従前額保障は継続する。

ただし、入院患者・介護施設入所者については、食費・光熱費等が現物給付されている状況等を踏まえ、現行の一人当たり月額1,000円の加算額を維持する。

【令和8年1月 全国厚生労働関係部局長会議資料(令和7年度 詳細版資料) 参照】

② 老齢基礎年金額等について

老齢基礎年金の支給額については、令和7年4月から改定が行われ、年金額は昨年度から引き上げとなった。

中国残留邦人等本人については、支援給付における収入認定において老齢基礎年金満額相当額は全額収入認定額から控除されるため、受給者の年齢及び実際の受給額を確認の上、収入認定時に算定誤りのないようご留意いただきたい。

【参考：令和8年度における満額の老齢基礎年金額（月額）】

- ⇒ 昭和31年4月1日以前生まれの方：70,408円（前年度より+1,300円）
昭和31年4月2日以後生まれの方：70,608円（前年度より+1,300円）

(イ) 平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた支援給付費の追加給付について

自治体におかれては、追加支給に係る実施体制を確保した上で進めることになることから、そのための準備期間、個々の自治体の規模や対象世帯数等によって相応の時間を要することが見込まれるものの、可能な限り速やかに支給することが望ましく、特に著しく高齢化が進んでいる被支援者に対しては特段の配慮をお願いしたい。

なお、追加支給のスケジュールについては、自治体における支給事務の実務を勘案し、(1) 支援給付受給中の世帯、(2) 支援給付廃止世帯の順に実施することをお願いする。

(ウ) マイナンバーによる情報連携について

① 支援給付受給者に関するマイナンバー登録事務について

マイナンバーの提供は支援給付の要件とはしていないが、生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第1項第5号及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省第21号）第1条第3項第2号の規定の例により、申請書を受理する際には、所定の欄にマイナンバーを記載するよう申請者に求めること。

支援給付の申請時に申請者本人からマイナンバーの提供がない場合、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第14条第2項に基づき、住基端末を利用して地方公共団体情報システム機構からマイナンバーを含む機構保存本人確認情報（氏名、生年月日、性別、住所、マイナンバー等）の提供を受けることが可能なため、実施機関において申請者のマイナンバーを取得し、手作業により登録を行うこと。その際、紐付け誤りが発生しないよう、基本4情報による照合を確実にを行うようお願いする。

② 支援給付受給者に関する正本データの登録(更新)について

既存業務システム（例：支援給付システム）への正本データの登録（更新）期限は、原則決裁終了など当該個人のデータが確定した当日中とする。

また、業務システムを導入していない（紙台帳のみ、エクセル管理等）実施機関においては、「決裁終了など当該個人データが確定した日」を「正本データが確定又は登録（更新）された日」とみなす。

なお、各実施機関の管理方法（業務システム又は台帳等）を踏まえた上で、紐付け誤りが生じないよう複数人で確認する等の方法により適切に管理をお願いする。

③ 支援給付受給者に関する副本データの登録(更新)について

地方公共団体向け中間サーバへの副本データの登録については、通常、既存業務システム等に格納する確定データ（以下「正本データ」という。）の登録後に行われる。

中間サーバへの副本登録期限は、原則「正本データが確定又は登録（更新）された日の翌々開庁日の業務開始前まで」とする。

④ 副本データとして保存すべき情報の年限について

情報提供ネットワークシステムを介した特定個人情報の提供を求められた場合、情報提供者（支援給付の実施機関）が提供すべき情報の属する年度は「5か年度」とされており、副本データとして保存すべき情報は、支給終了年月日より「5年」としている。

なお、中国残留邦人等支援給付情報として登録する情報は、支援給付の支給の有無、支援給付の支給開始年月日及び支給終了年月日である。

⑤ その他

- ・ 支援給付事務を実施しているにもかかわらず、マイナンバー登録事務及び副本データの登録が実施されていない自治体については、速やかな対応が必要であるため、各実施機関における繁忙等も考慮しつつ、速やかに登録作業を完了すること。
- ・ 自治体中間サーバと連携して自動的に副本データが登録される業務システムを導入していない自治体においては、自治体中間サーバに接続されている端末等を用いて副本データを登録する必要があるため、登録までの手続きや登録に必要なデータセットの態様等が自治体により異なる可能性があるため、事前に番号制度主管課にも対応方法等を相談・確認した上で対応いただくようお願いする。

(I) 医療支援給付について

① オンライン資格確認制度の対応について

生活保護の医療扶助については、令和6年3月よりオンライン資格確認の本格運用が開始されたところであるが、支援給付の医療支援給付については、これまでも周知しているとおりオンライン資格確認を当面は導入せず、現行どおりの医療券方式で対応する方針であるため、ご了承ください。

② 本人確認証の有効期間の見直しについて

医療機関を受診する際に窓口で支援給付受給者であることを証明するため、各実施機関から受給者に対して本人確認証を交付しているところであるが、令和5年度より本人確認証の有効期間を2年から5年に延長したところである。

有効期間を5年とすることにより、今後、担当者が在任中に更新処理を行わない可能性があるため、本人確認証交付事務について確実に引継ぎ、失念されることのないようご留意いただきたい。

③ 後発医薬品の原則使用について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及は、患者の負担軽減及び医療財政の改善に資することから、これまでも使用促進への取り組みがなされてきているところであり、支援給付においても平成30年10月から生活保護と同じく医師又は歯科医師が医学的見地から後発医薬品の使用を可能と認めている場合に、後発医薬品の使用を原則とすることとなっている。支援給付受給者に対して、引き続き、中国語版及びロシア語版の「後発医薬品のしおり」等を用いて懇切丁寧な説明をお願いしたい。なお、電子レセプトシステムを導入している実施機関におかれては、閲覧機能により後発医薬品及びそれ以外の医薬品の調剤状況を調査することが可能であるので、積極的に活用願いたい。

④ 医薬品の適正使用の推進について

医薬品は、病気やけがを治療するなどの効果がある一方、副作用というリスクを併せ持つものであり、特に高齢者においては、複数の併存疾患を治療するために医薬品を多数服用することによって、多剤服用による害を生じる「ポリファーマシー」に陥りやすい。

このため、令和8年4月1日から支援給付受給者に対する支援の充実と適正な支援給付の実施の確保に向けて、指定医療機関である病院若しくは診療所又は薬局の医師、歯科医師、又は薬剤師（以下「医師等」という。）をはじめとする地域の医療関係者と支援給付の実施機関の連携の下、医薬品の適正使用の推進体制の構築をお願いする。

支援給付受給者が医療機関を受診し、又は薬局を利用する際には、お薬手帳（患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳をいう（1冊の手帳で管理するものに限る）。いわゆる「電子版お薬手帳」を含む。以下同じ。）を持参し、医師等の求めに応じて提示することを原則とすること。

支援給付受給者に対して、現に医療支援給付が適用されているか否かにかかわらず、中国語版及びロシア語版の周知用リーフレットの送付や、家庭訪問の際に改めて説明する等により、医療機関を受診し、又は薬局を利用する際には、お薬手帳を持参し、医師等の求めに応じて提示することが原則とされたことについて周知徹底を図ることをお願いする。

その際、お薬手帳の持参に係る意義について、以下の点を重視した説明を行うこと。

- ・ 医療機関・薬局において服薬状況等の確認が可能となることで、薬物有害事象のリスク低減（併用禁忌の薬剤の服用や重複投薬による薬剤の過量服用の防止等）につながる点
- ・ 支援給付受給者自身が服用している医薬品の把握・理解を通じて安全で有効な薬物療法が可能となる点

(オ) 年金生活者支援給付金の収入認定について【参考資料 33 の 2 ページ目を参照】

年金生活者支援給付金の収入認定の取扱いについては、前年1年分の受給額を基に算定する方法から受給額に変動があった際に実際の受給額を基に算定する方法へ令和5年6月の収入認定時から見直したところであるが、令和5年6月以降も従前の取扱いで収入認定額を算定している事例や、令和4年度以前の取扱いを誤っていたにもかかわらず特段の対応を講じていない事例が散見されるため、各実施機関におかれては、内容をご了知の上、その対応に遺漏なきようお願いする。

(カ) 同居している者がいる場合の収入認定について【参考資料 34 を参照】

① 収入認定額算定に当たっての留意事項

支援給付受給世帯と二世世帯が同居している等、同居している者がいる場合については、原則として当該同居者の前年の所得税法上における合計所得金額から前年（度）の支払税及び社会保険料を控除した額に基づき、一定額を収入認定することとしている。

収入認定額の算定に当たり、所得額や税額等は年1回6月に課税証明書や源泉徴収票の提出を受け確認することが通常だが、直近年度の課税証明書には合計所得金額及び社会保険料控除額は前年分が記載されているものの、個人住民税額は当該年度に支払う税額が記載されている。そのため、個人住民税額については、直近年度の前年度の課税証明書に記載されている税額を基に確認することが必要であることに留意すること。

② 森林環境税の取扱いについて

令和6年度より、個人住民税均等割と併せた一人年額千円の森林環境税（国税）の徴収が開始されたことに伴い、今般、支援法施行規則を一部改正し、同居者の収入認定額の算定時に控除する額として森林環境税も追加（令和7年6月1日施行）しているため、ご了知の上、次回以降の収入認定時にご留意いただきたい。

(キ) 高齢化への対応について

支援給付受給者は、高齢者の構成比が高いことから、以下のような視点で定着後の生活支援を実施するようお願いしたい。

- ① 必要なニーズが的確に把握され、それに応じた援助が関係機関等との連携により実施されているか。
- ② 介護保険法に定める要介護（支援）の状態と考えられる者については、要介護認定申請が検討されているか。
- ③ 必要な生活環境等の整備のための介護保険や障害者総合支援法の自立支援給付などの制度活用が図られているか。
- ④ 配偶者の年金等の受給の可否が検討されているか。

なお、近年、有料老人ホーム等へ住み替えをする事例が増加しているが、令和7年4月1日より生活保護における保護の実施機関についての特例について、介護保険法に規定する特定施設に入居している場合又は同法に規定する介護老人福祉施設に入所している場合（同法に規定する介護福祉施設サービスを受けている場合に限る。）を対象とする見直しが行われ、施行日以降に有料老人ホーム等の特定施設に入居する場合は、当該入居者が特定施設入居者生活介護（介護予防を含む。）を受けるか否かにかかわらず、入居前の居住地又は現在地の実施機関が実施責任を負うこととなり、支援給付でも同様の取扱いであるので、内容をご了知の上、その対応に遺漏なきようお願いする。

(ク) 海外渡航の取扱いの徹底について

支援給付受給者に対する海外渡航の取扱いは、親族訪問や墓参等の目的であれば2ヶ月程度まで認められているが、支援給付受給者によっては、無届で中国等に渡航したり、予定していた期間を過ぎて帰国しない者が散見されている状況にある。

こうした状況が改善されるよう実施機関で担当職員や支援・相談員は、普段から

- ① 海外渡航前に実施機関へ届出（書面又は電話連絡）を行うこと。
- ② 海外渡航後、やむを得ない事情で渡航期間が2ヶ月を超えてしまうような場合は、必ず実施機関へ連絡を行うこと。

を「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおり」を活用するなどして、支援給付受給者に懇切丁寧に説明し、届出を徹底させるようお願いしたい。また、実施機関が認めた目的以外での海外渡航や、やむを得ない理由もなく海外渡航が2ヶ月を超えてしまった場合などは、渡航にかかった費用（交通費や宿泊費）を収入として認定したり、支援給付を停止または廃止することがあることを、事前に支援給付受給者へ説明し、理解を得ておくこと。

なお、やむを得ない理由もなく2ヶ月を超えた時には、実施機関は海外渡航の取扱いに基づき適切に対応をお願いしたい。また、2ヶ月経過時点ではやむを得ないと判断した場合であっても、長期間にわたり本邦に生活実態がない状態が継続するケースについては、状況の変化を踏まえた検討をしないまま支援給付が長期間継続支給されるという事態が生じないように、一度の判断だけでなく、都度、渡航中の被支援世帯の状況等を把握した上で、その適否を適切に判断していただくようお願いする。

(ケ) 支援給付受給者への懇切丁寧な説明について

中国残留邦人等にとって安心した老後の生活を送るためには、支援給付制度は非常に重要な制度であり、どのような支援を受けることができ、その支援を受けるにはどこでどのような手続きを行うのか承知してもらうことが大切である。また、支援給付を受給するに当たっての必要な届出を周知する必要があり、新規申請時のみに止まらず一定の期間（年1回程度）ごとに「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおり」を活

用して、実施機関で支援・相談員等から支援給付受給者に対し必要事項等を説明願いたい。

また、支援給付費の額の変動は、日本語が解せない支援給付受給者には、支給決定通知書の内容を十分に理解することが困難な場合があり、実施機関と支援給付受給者との間で支給額をめぐるトラブルが生じないように、支援・相談員等を通じて支給決定通知書等に示された支援給付費の内容を懇切丁寧に説明願いたい。

※参考 支援給付関係法令等

- 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」(平成6年4月6日法律第30号)
- 「生活保護法」(昭和25年5月4日法律第144号)

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について」(最終改正 令和7年3月31日付け社援発0331第14号)

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療支援給付運営要領について」(最終改正 令和7年3月31日付け社援発0331第15号)

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護支援給付運営要領について」(最終改正 令和6年4月2日付け社援発0402第2号)

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領の取扱いについて」(最終改正 令和7年3月31日付け社援企発0331第1号)

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療支援給付運営要領の取扱いについて」(最終改正 令和3年1月14日付け社援企発0114第10号)

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護支援給付運営要領の取扱いについて」(最終改正平成30年3月30日付け社援企発0330第30号)

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による配偶者支援金支給実施要領について」(最終改正 平成30年3月30日付け社援発0330第31号)

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による配偶者支援金支給実施要領の取扱いについて」(平成26年9月9日付け社援企発0909第4号)

※ 支援給付関係法令通知集及び中国残留邦人等に対する支援策問答集は令和8年9月を目途に改訂する予定。

コ 支援・相談員の配置

(ア) 趣旨

支援給付の実施機関に、中国残留邦人等に理解が深く、中国語又はロシア語ができる支援・相談員を配置し、中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより安心した生活が送れるよう支援する。

(イ) 業務内容

- a 支援給付及び配偶者支援金に関する事務を行う職員の補助業務
- b 単独又は必要に応じて職員に同行し、家庭訪問を行い、中国残留邦人等が日常生活上抱えている問題点を踏まえ、「中国帰国者等への地域生活支援プログラム」による中国残留邦人等に最も適した支援メニューを助言
- c 自立支援通訳等業務（兼業可）
- d 中国残留邦人等地域生活支援事業の企画・立案の補助業務
- e その他、日常生活上の相談等

(ウ) 実施主体

都道府県、市町村(特別区を含む)が行う。

(エ) 支援・相談員の選任

実施主体は、概ね次の要件を備える者のうちから支援・相談員としてふさわしい者を選任する。

- a 中国残留邦人等に深い関心を持ち、言葉の問題、生活習慣の違いや中国（ロシア）在住時、帰国後の苦勞を十分に理解していること。
- b 中国残留邦人等の言葉（中国語又はロシア語）と日本語との通訳能力を有すること。
- c 支援の対象となる者が、日本語会話に支障が無い場合はbの要件を要しない。

(オ) 支援・相談員の確保

- a 実施主体は支援・相談員による中国残留邦人等への支援が円滑に行われるよう公募等を行い、特に中国残留邦人等の子供、孫や中国語、ロシア語の通訳経験者等を確保するよう努められたい。
- b 市や福祉事務所を管理する町村が支援・相談員を確保できない場合は、当該市町村を管轄する都道府県がそれらの市町村に代わり実施主体となって支援・相談員を配置することができるので活用願いたい。その場合、市町村は引き続き支援・相談員の確保に努めること。

(カ) 配置方法

- a 平成28年4月から支援給付受給世帯数に即して適切な支援が実施できるよう、支援・相談員配置基準をより細分化し、世帯数に応じた配置人数等に次のとおり見直しを行った。
原則、配置基準に沿った配置をお願いするが、厚生労働省と協議の上、地域の実情に応じ、必要と認められた範囲で弾力的に運用して差し支えない。
- b 支援・相談員に係る経費は、支援給付受給世帯数が減少傾向にあり、今後も予算確保が厳しい状況であるため、支援・相談員の活動状況や経費の執行実績等を再度検証し、経費の縮減に努められたい。

《配置基準》

支援給付受給世帯数	配置人数	稼働日数（年間）
1世帯	1人	7日間
2世帯以上4世帯以下	1人	21日間
5世帯以上9世帯以下	1人	49日間
10世帯以上19世帯以下	1人	105日間
20世帯以上29世帯以下	1人	175日間
30世帯以上59世帯以下	1人	常勤
60世帯以上89世帯以下	2人	常勤
90世帯以上119世帯以下	3人	常勤
120世帯以上149世帯以下	4人	常勤
150世帯以上179世帯以上	5人	常勤
180世帯以上	6人	常勤

(キ) 支援・相談員に対する研修の実施

- a 都道府県は、管内に配置又は配置予定の支援・相談員に対し、業務にあたっての基礎的な知識、心構え等が修得できるよう、中国残留邦人等施策及び支援給付等に関する研修会を実施し、支援・相談員の資質の向上に努められたい(年1回以上の研修会が望ましい。)
- b 研修を実施するに当たっては、支援・相談員に対し、中国残留邦人等の置かれている特別の事情を深く理解し懇切丁寧な対応を行うよう指導すること。

(ク) 留意事項

支援・相談員は、業務を行うに当たって、中国残留邦人等の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。

支援・相談員は、業務を行うに当たって、実施主体と緊密な連絡を保たなければならない。

(ケ) 費用負担について

支援・相談員の雇上費等は厚生労働省より（目）遺族及留守家族等援護事務委託費により交付する。

委託費の執行は、「援護費及び事務委託費の経理取扱要領」に留意されたい。

国からの委託費を実施主体が執行するためには、都道府県での国の支出負担行為担当官と都道府県、指定都市及び中核市の実施主体の長の間で委託契約を締結する必要がある（参考資料参照）。

※参考

「支援・相談員の配置について」（平成20年3月31日社援発第0331025号）

「援護費及び事務委託費の経理取扱要領の一部改正について」（令和3年3月25日社援発0325第3号）

「支援・相談員の配置等に関する実施要領」の取扱いについて」（平成20年3月31日社援対発第0331001号）

「支援給付関係法令通知集」（2025年度版）p997～p1006

(3) 配偶者支援金について

「特定配偶者」とは、特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）である者をいう。（支援法第2条第3項）

国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の地域社会における早期の自立の促進及び生活の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。（法第4条）

配偶者支援金の支給は、支援給付を受けている特定中国残留邦人等が死亡した場合において、支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して行うものとする。（法第15条第1項）

ア 趣旨

- ・ 平成19年の法改正により、永住帰国した特定中国残留邦人等に対しては、満額の老齢基礎年金が支給されるほか、特定中国残留邦人等及びその配偶者に対して、生活保護の基準により算定された支援給付が支給されている。
- ・ 一方、特定中国残留邦人等が亡くなった後、配偶者に対する支援は、支援給付のみとなるが、残された配偶者の大半は、中国残留邦人等を中国等において長年支え続け、日本に骨を埋める覚悟で来日したものの、①高齢、②日本語が不自由、③日本の生活習慣に不慣れなため、支援給付だけでは、日本で生活することは困難な事情を抱えている。
- ・ このため、特定中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、特定配偶者（中国残留邦人等が永住帰国する前から継続してその配偶者である者）に対し、特定中国残留邦人等の死亡後に、支援給付に加えて、配偶者支援金（満額の老齢基礎年金の2/3相当額）を支給することとする中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第105号）が公布され、平成26年10月から、特定配偶者に対して支援給付に加えて、配偶者支援金を支給している。

イ 申請

配偶者支援金の支給を受けようとする者は、申請書を実施機関に提出するものとする。

ウ 実施機関

支援給付を支給する実施機関とする。

エ 審査

申請があったものについて、以下の事項について必要な審査を行うこと。

- （ア） 特定中国残留邦人等が死亡した事実の確認
- （イ） 婚姻成立日が永住帰国日の前日以前であって、継続して婚姻関係があったことの確認
- （ウ） 申請者が支援給付を受ける権利を有していることの確認

なお、審査の上で不明な点がある場合は、適宜厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室に照会願いたい。

オ 特定配偶者の確認方法

死亡した特定中国残留邦人等本人又は申請者の戸籍、引揚証明書、自立支度金支給決定通知書等の書類により、婚姻年月日、永住帰国日を確認し、永住帰国前から継続して特定中国残留邦人等の配偶者（特定配偶者）であることを確認すること。

永住帰国日等不明な点がある場合は、適宜厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室に照会願いたい。

カ 連絡事項

(ア)令和8年度の配偶者支援金の支給額について

令和8年度における老齢基礎年金の支給額が引き上げられたことに伴い、支援法第15条第2項において定められる配偶者支援金についても引き上げられ、令和8年度の配偶者支援金の支給額が令和8年4月から変更されているので留意願いたい。

【参考：令和8年度における配偶者支援金額（月額） ⇒ 46,938円（前年度より+866円）】

(イ)配偶者支援金の制度案内について

「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおり」等を使用して、今後も申請漏れがないよう支給対象と見込まれる者に対し申請の案内及び指導をお願いしたい。また、中国残留邦人等の死亡後に支給対象となる特定配偶者と見込まれる者の世帯に対し、毎年6月の支援給付の収入申告時等において、個別に配偶者支援金の制度案内を行うよう、引き続き協力をお願いしたい。

2 地域社会での支援

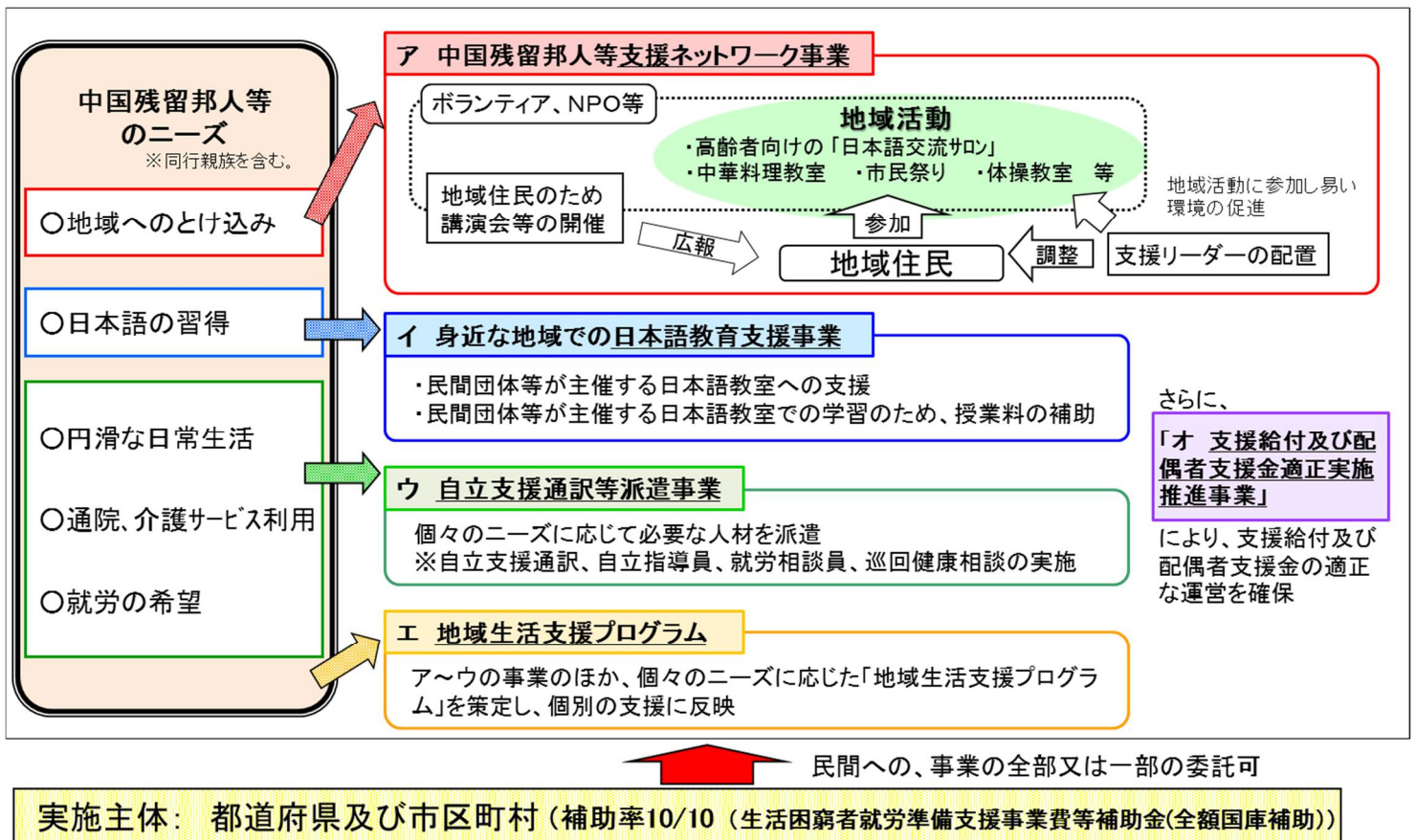
(中国残留邦人等地域生活支援事業)

中国残留邦人等の自立を支援するため、地域における支援ネットワークの構築、日本語学習への支援、通訳の派遣等を行うことにより、地域の一員として生き生きと暮らしていけるよう支援する事業

(1) 事業内容

- ア 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業
- イ 身近な地域での日本語教育支援事業
- ウ 自立支援通訳等派遣事業
- エ 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業
- オ 支援給付及び配偶者支援金適正実施推進事業

[中国残留邦人等地域生活支援事業 概要図]



(2) 支援対象者

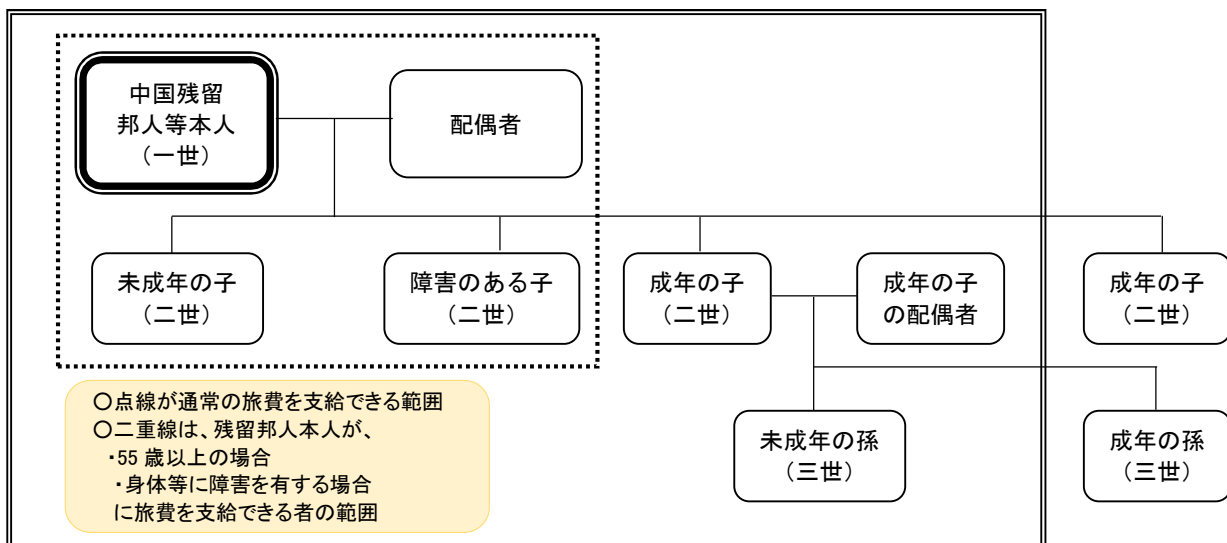
日本に国費又は自費（国費相当者）で永住帰国した中国残留邦人等（支援法第2条第1項に規定する者）、支援給付を受給している中国残留邦人等の配偶者及び支援法施行規則第10条に規定する同行親族等を対象に支援する。

また、一時帰国旅費の支給（支援法第18条）を受け日本に一時帰国した中国残留邦人等に対して、通訳支援を行う（自立支援通訳派遣に限る。）。

ただし、次の事業については、以下の者を対象に支援する。

- ・自立支援通訳等派遣事業は、上記（2）に掲げる者が属する世帯のうち、実施主体の長が派遣を必要と認めた世帯（一時帰国した中国残留邦人等は、同行して一時帰国した者のみを同一世帯に属する者とする。）。
- ・地域生活支援プログラム事業のうち、支援・交流センター等での日本語学習、交流事業への参加に伴う交通費・教材費の支給については、同行親族等は生活保護受給者のみ対象。

ア 地域生活支援事業の対象者（＝永住帰国の際の旅費支給の対象者等）



イ 対象者を把握する方法

(ア) 中国残留邦人等本人

- 対象者名簿（平成20年3月24日付け各都道府県・指定都市・中核市あて送付）に氏名が記載されている方か。
- 以下の証明書等を所持しているか。※参考資料参照
 - 永住帰国旅費支給決定通知書
 - 自立支度金支給決定通知書
 - 一時帰国旅費支給決定通知書
 - 一時金支給決定通知書
 - 永住帰国者証明書（引揚証明書）
 - 年金特例措置のための「永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書」

(イ) 支援給付を受給している配偶者

市区町村において、支援給付が支給されている方か。

(ロ) 中国残留邦人等と同行し帰国した家族

上記(ア)のb(a)、(b)、(e)の証明書等に氏名が記載されている方か。

◎ 上記の資料等で確認することができない場合は、厚生労働省あて文書で照会願いたい。

（記載事項：日本名、中国名、生年月日、帰国年月日、本籍地等）

(3)各事業の具体的な内容

ア 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業

地域での多様なネットワークを活用し、中国残留邦人等が地域の日本語教室や交流事業などに気軽に参加できる仕組みをつくり社会的自立を促す。

(ア) 地域住民に対する広報活動事業

地域住民に対して中国残留邦人等が置かれた立場や状況に理解を求める又は職場での受入れを求めるなどの説明会や催し（中国残留邦人等の体験を聞く会（語り部））等の広報活動の実施に必要な経費を支援する。

(イ) 支援リーダーの配置

地域での交流事業等に気軽に参加できるように地域住民と中国残留邦人等との調整を行う者（支援リーダー）の活動費を支援する。

(ウ) 地域で実施する日本語交流事業への支援

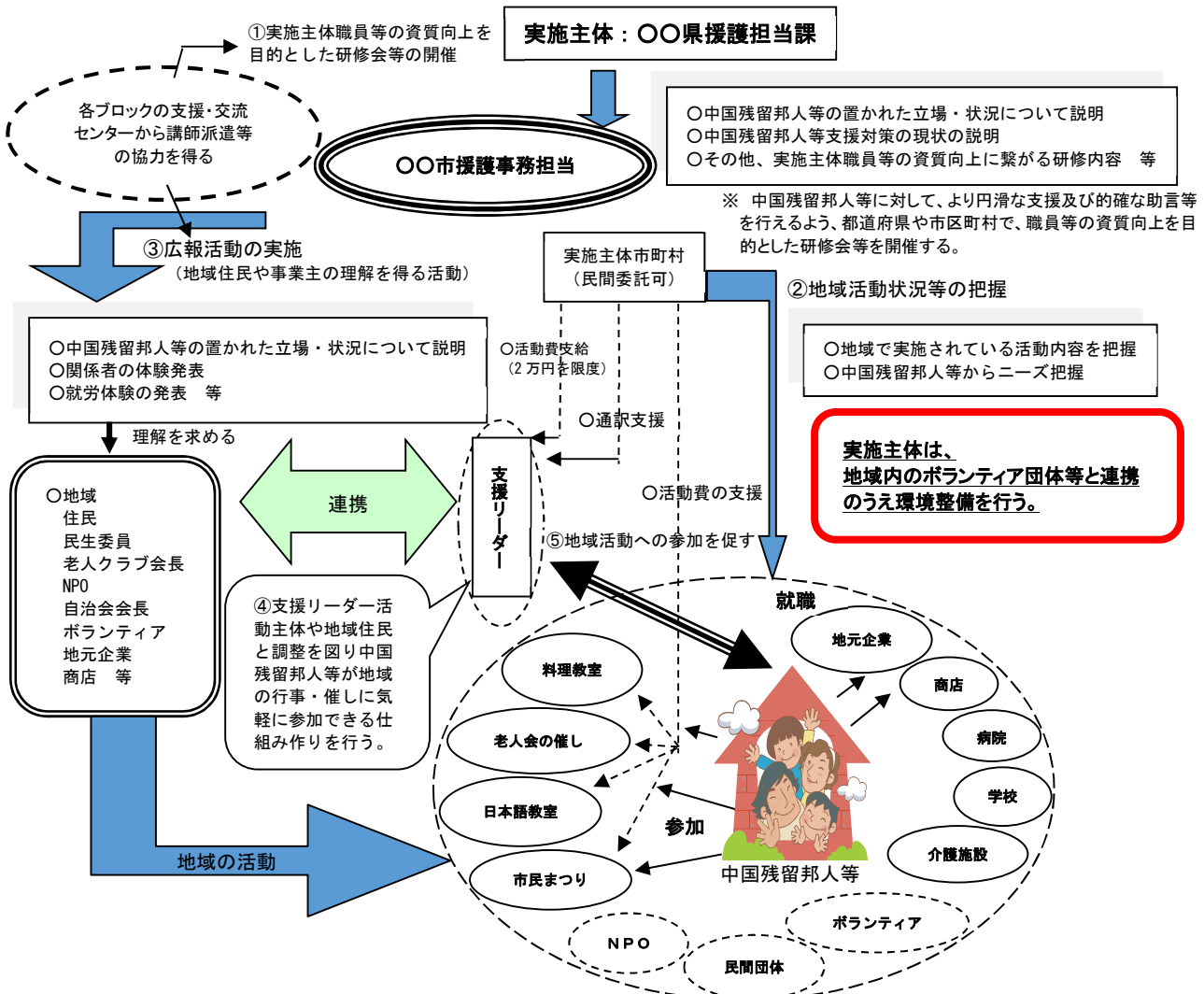
中国残留邦人等が地域の様々な世代の方々等と交流しながら生活に必要な日本語を学び、さらには、日本語能力の維持や地域での孤立防止も目的とした、高齢者向けの「日本語交流サロン」等の自治体が実施する日本語交流事業に要する経費を支援する。

(エ) 関係職員等研修・啓発事業

実施主体職員等の資質向上を目的とした研修会等の開催に必要な経費や各種研修会への参加を支援する。

この事業は、市町村（特別区含む）又は都道府県が実施。
ただし、都道府県が事業を行う場合は、支援連絡会の設置が必要となる。

○ 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業(参考例)



○「地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業」の実施例

(ア)「地域住民に対する広報活動事業」の実施例

- ① 戦後世代の語り部の派遣や中国（旧満州）等から引揚げた体験者の講話、就労の実体験などの発表
- ② 映画上映会
- ③ 展示コーナーの設置

(イ)「地域で実施する日本語交流事業」の実施例

- ① 高齢者向けの「日本語交流サロン」
例：中国残留邦人等が地域の様々な世代の方々等と交流しながら生活に必要な日本語を学び、さらには、日本語能力の維持や地域での孤立防止も目的とする。
- ② 料理教室
例：地域の方に日本料理を教わる中で、楽しみながら会話を向上させる。
- ③ 音楽教室
例：歌を覚えることで、自然に楽しく日本語習得をすることを目的とする。
- ④ 農作業教室
例：水田用地を借地し、田植えから稲刈りまでの作業を行う。会話力、日本の伝統、協調性、助け合いを学ぶ。

(ウ)「関係職員等研修・啓発事業」の実施例

- ① 中国残留邦人等の置かれた立場・状況について学習
 - ② 中国残留邦人等支援対策等の学習
 - ③ その他、実施主体職員等の資質向上に繋がる研修内容
- ※ 支援連絡会及び連絡協議会の開催経費について
中国残留邦人等の状況を把握のうえ、関係機関等と連携を図るために開催する支援連絡会等に要する経費も当該事業にて補助することができます。

実施主体が企画実施する研修会等以外に、中国帰国者支援・交流センターや関係団体等が実施する研修会等に参加する場合又は国が実施する全国会議等に出席する場合は、当該事業で参加旅費の支出が可能である。

イ 身近な地域での日本語教育支援事業

中国残留邦人等が身近な地域で日本語を学べる場を提供し、それぞれの状況に応じた支援を行う。

(ア) 日本語教室の開催に必要な経費の支援

実施主体がボランティア団体等を活用して、地域に日本語教室を開講するための経費を支援する。

安定的な教室の開催や学習内容の充実を図るため、支援対象者が1人以上受講していれば、日本語教室の開講に要する経費の全額補助可能。

(但し、人件費や管理費等の補助金対象外経費を除く。)

(イ) 二世、三世の就労に資する日本語教室の開催に必要な経費の支援

就労を希望又は就労中であって、より安定した就労を希望する中国残留邦人等の二世、三世に対し、就労に役立つ日本語の指導を集中的に行う二世、三世の就労に資する日本語教室を開講するための経費を支援する。

安定的な教室の開催や学習内容の充実を図るため、支援対象者が1人以上受講していれば、日本語教室の開講に要する経費の全額補助可能。

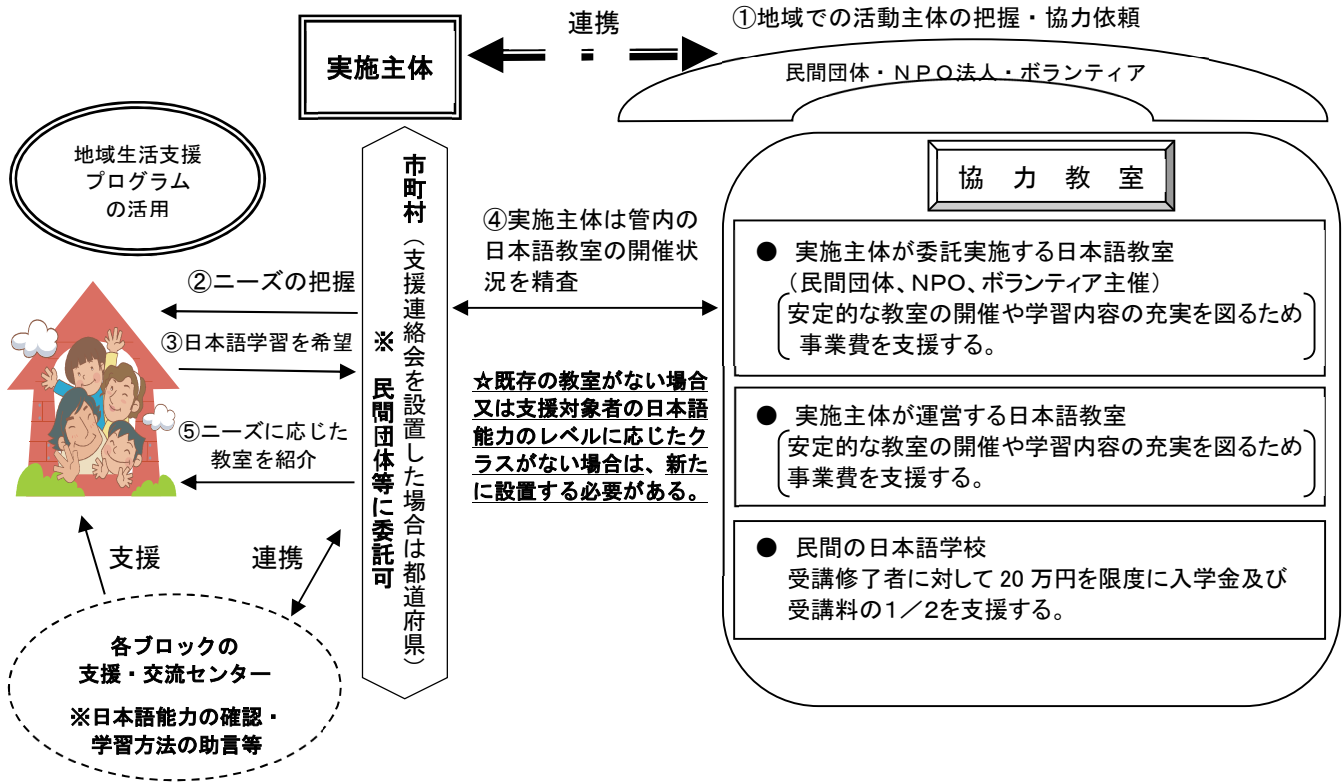
(但し、人件費や管理費等の補助金対象外経費を除く。)

(ウ) 民間日本語学校利用時の受講料等支援

地域の民間（有償）日本語学校を受講するための経費を支援する。
受講修了者に対して 20 万円を限度に入学金受講料の 1 / 2 を支援する。

この事業は、市町村（特別区含む。支援連絡会を設置した場合は、都道府県）が実施する。

○ **身近な地域での日本語教育支援事業(参考例)**



○ **支援対象者のニーズや日本語能力のレベルに応じた学習内容を提供することが重要である。**
 平日は就労しているため夜間又は土日に学習したい！ → 夜間、休日クラスを設ける。
 就労に役立つような日本語が学びたい！ → 就労に役立つ日本語が学べるクラスを設ける。

注意：本事業は民間団体等への補助事業ではありません。

ウ 自立支援通訳等派遣事業

○ 中国残留邦人等の高齢化により、医療・介護サービスを利用する機会が増加していることから、今後も引き続き関係機関と連携を図り、中国残留邦人等がサービスを受ける際に不便が生じないように自立支援通訳等の派遣に重点を置いて支援をお願いしたい。

(7) 自立支援通訳派遣事業

医療・介護サービス利用、健康相談や就労相談を受ける際、公的機関から援助を受ける際などに通訳が必要な場面に同行して、通訳業務を行う。

(イ) 自立指導員派遣事業

日常生活での諸問題に関する相談、指導や関係行政機関への連絡を行う。

(ウ) 就労相談員派遣事業

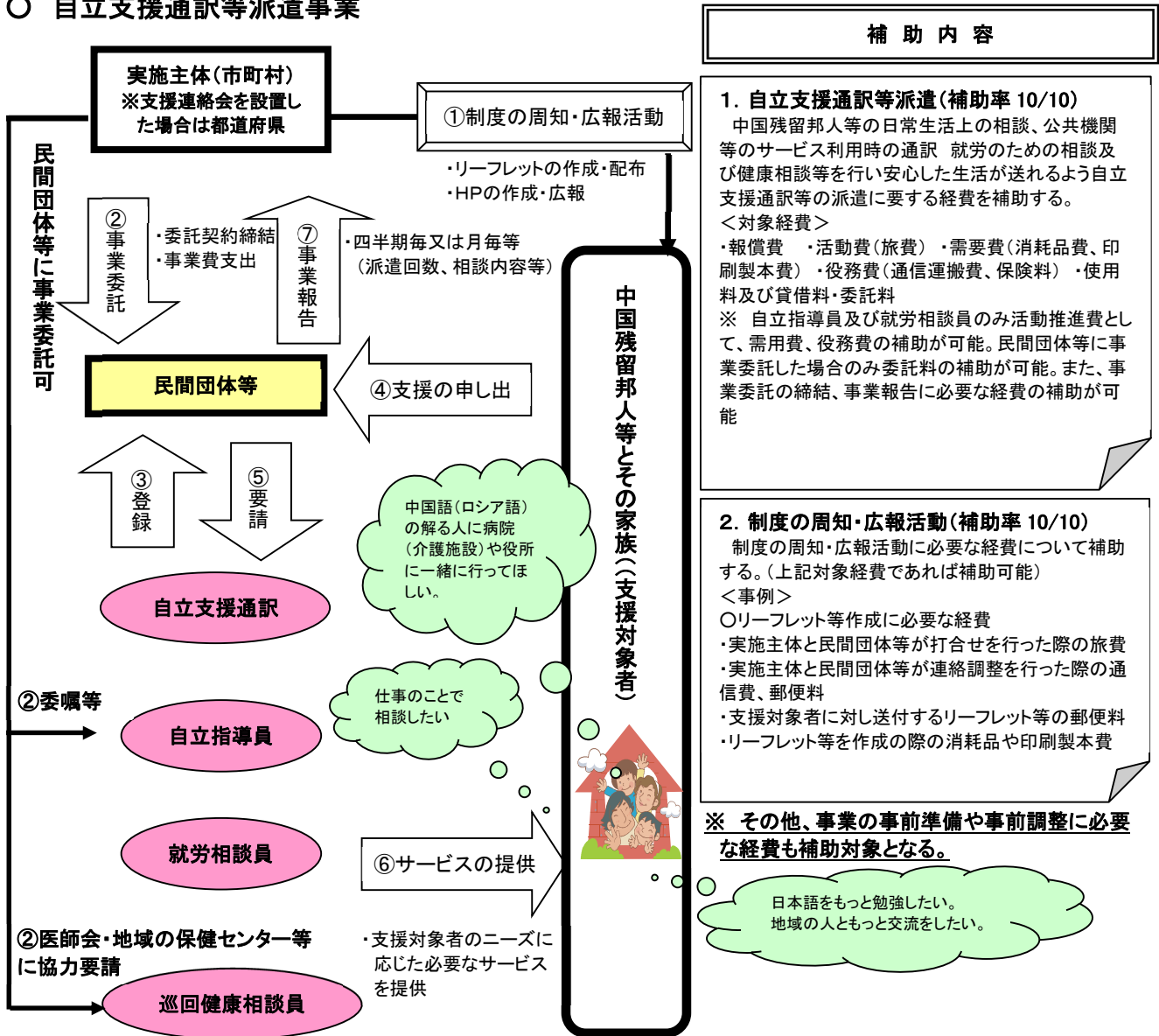
就労に向けた相談や指導、就労後の離職を防止するための指導に加え、就労受入れ企業の開拓等を行う。

(エ) 巡回健康相談の実施

地域巡回、戸別訪問で、医療、保健衛生上の観点から必要な助言を行う。

この事業は、市町村（特別区含む。支援連絡会を設置した場合は、都道府県）が実施する。

○ 自立支援通訳等派遣事業



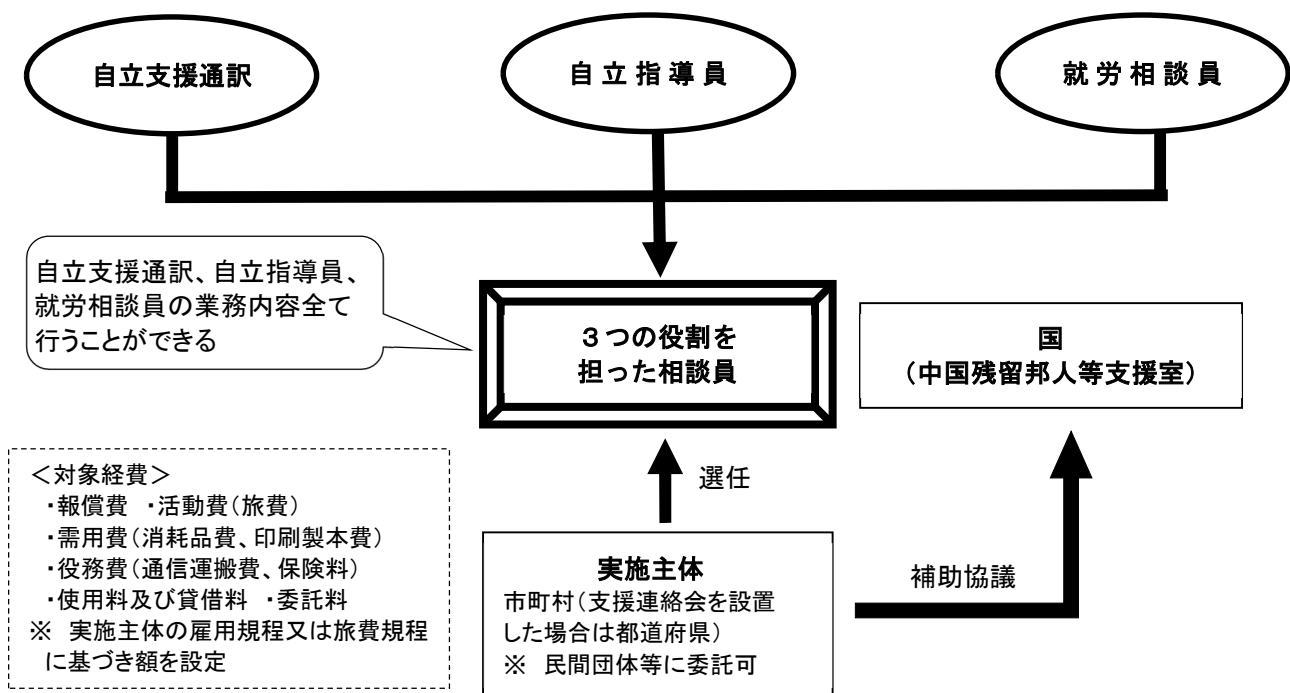
○ 自立支援通訳等派遣事業の手当等

- ① 自立支援通訳等の報償費と活動費(訪問旅費)
 - ・実施主体の雇用規程又は旅費規程に基づき額を設定
 - ※ 報償費は、国の予算単価を利用することも可能
- ② 自立指導員と就労相談員の活動推進費(参考文献購入費、通信費、印刷費)
 - ・受け持ち世帯数にかかわらず自立指導員等1人につき、実施主体が定める額を年額として設定
 - ※ 国の予算単価を利用することも可能
- ③ 巡回健康相談事業の補助金対象経費
 - ・実施会場により健康診断を行う場合は、巡回健康相談員の報償費の他、以下経費の計上が可能
 - ◇ 会場借上料(借料及び損料)
 - ◇ お知らせ等作成(消耗品費、印刷製本費)
 - ◇ 電話料と郵送料(通信運搬費)
- ④ 自立支援通訳等が参加する場合の各種の研修・講座等への参加経費
 - ・各種の研修・講座等に参加する際の受講料、教材費、旅費を補助経費とする
 - ◇ 対象となる研修・講座等…医療機関の受診等に関する基礎的な知識、通訳上の留意点などの内容のもの

【自立支援通訳等の単価】

- ・ 報償費
(1日 ①自立支援通訳 9,360円 ②自立指導員 9,360円 ③就労相談員 9,000円 ④巡回健康相談員 13,570円)
 - ・ 活動推進費(年間 ①自立指導員 28,800円 ②就労相談員 22,200円)
 - ・ 活動費(訪問旅費)(1日 自立支援通訳等 1,860円)
- ※ 参考として示しているもので、各自治体の雇用規程等に基づき単価を設定することは可能。

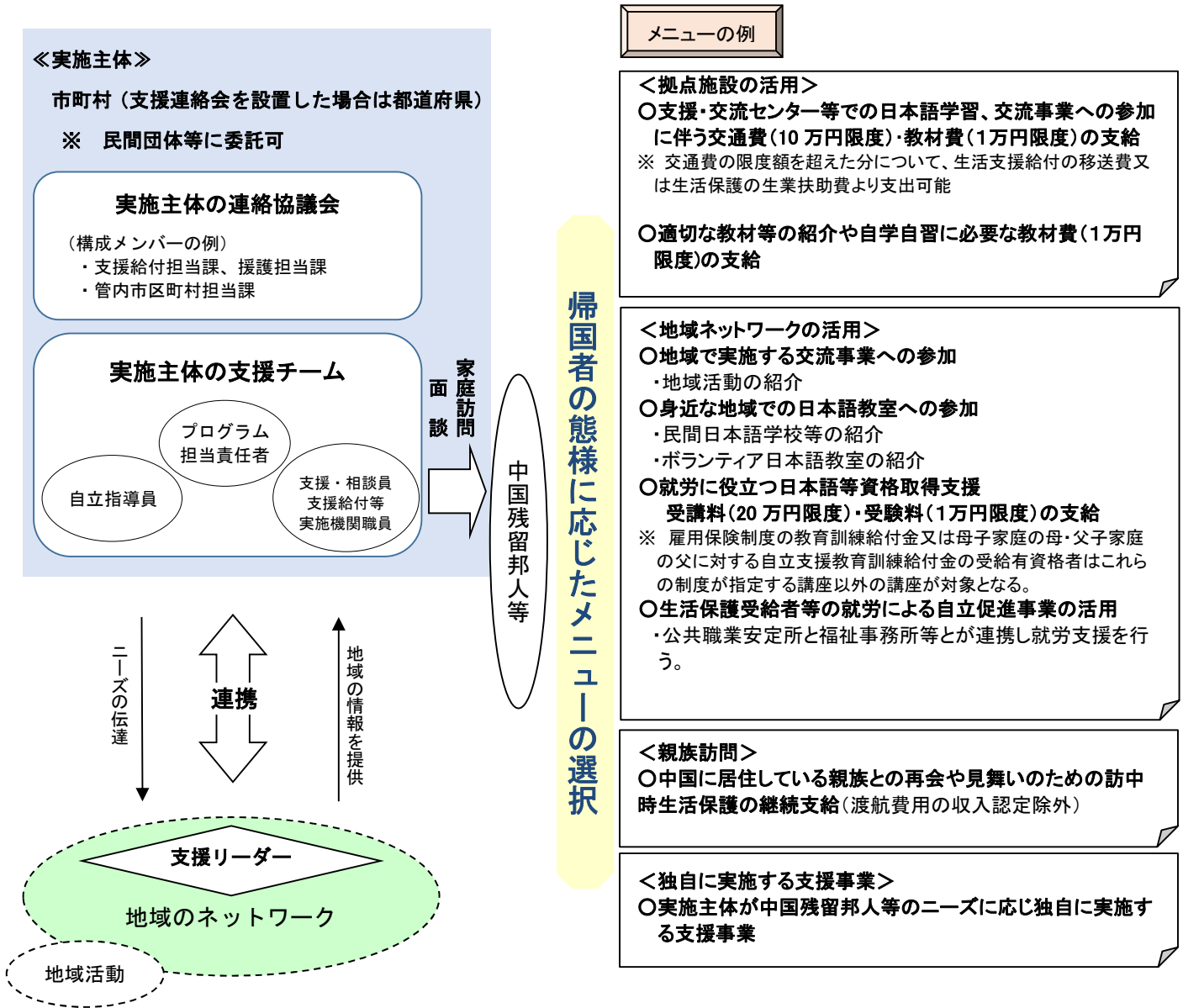
- 自立支援通訳、自立指導員、就労相談員の業務内容を全て行うことができる者を選任することも可能
- ※ その者に対する報償費等の単価は実施主体の雇用規程又は旅費規程に基づき設定



※ 実施主体における雇用規程等の兼務の禁止規定に反しない場合において、支援・相談員と自立支援通訳等の兼務も可能である。

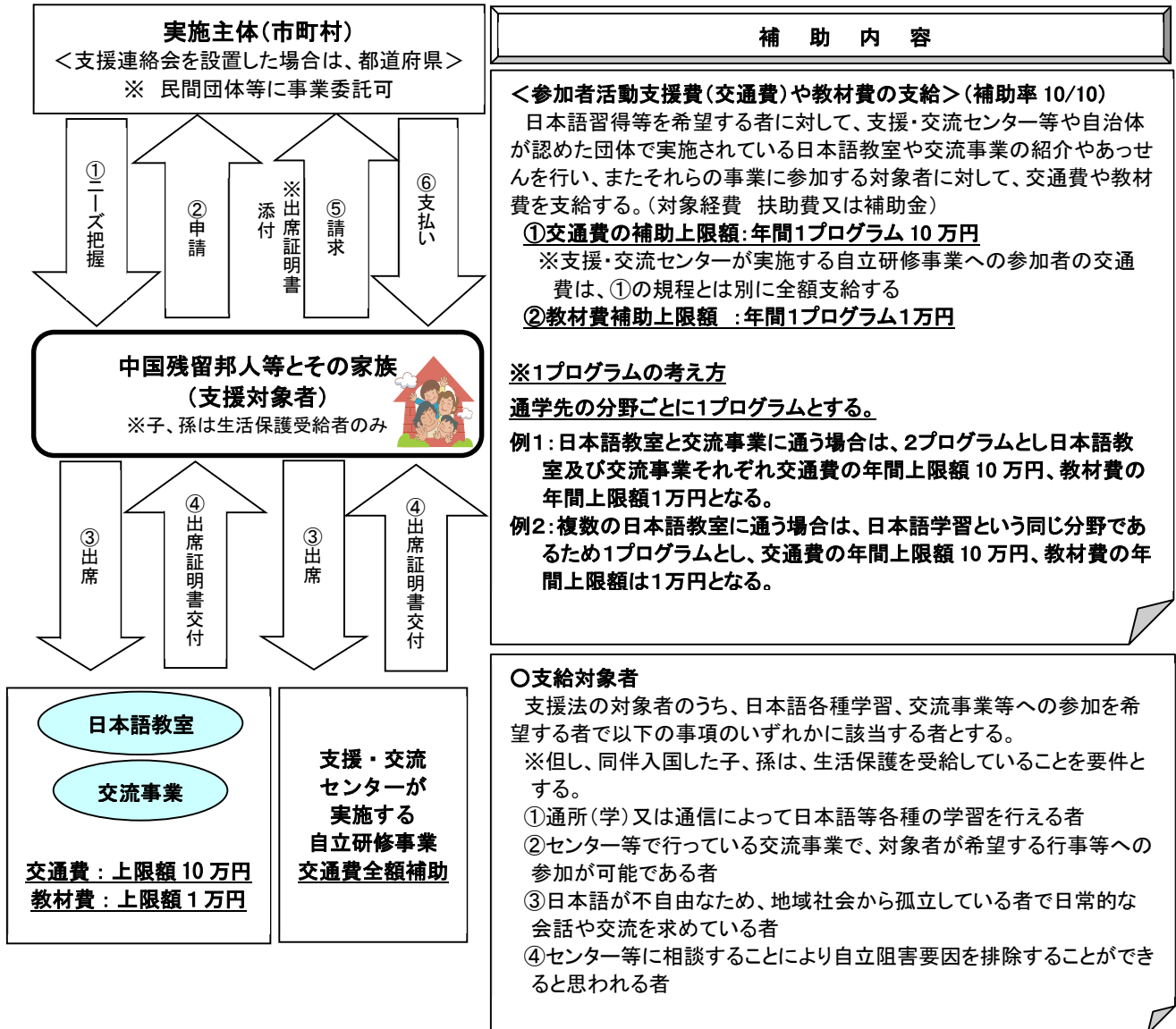
エ 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業

中国残留邦人等の個々のニーズを踏まえつつ、「地域生活支援プログラム」を作成し、日本語学習、就労支援、生活相談等を行う。



この事業は、市町村(特別区含む。支援連絡会を設置した場合は、都道府県)が実施する。

○ 支援・交流センター等での日本語学習、交流事業への参加に伴う交通費・教材費の支給

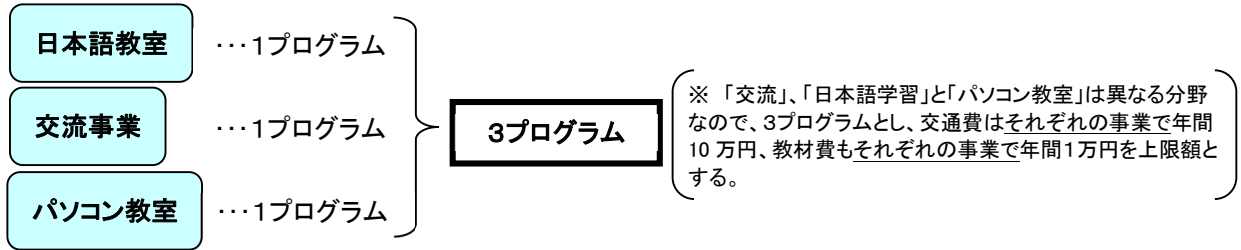


※「支援・交流センター等」とは、支援・交流センターの他、各種学校法人及び各自治体が認めた団体をいう。

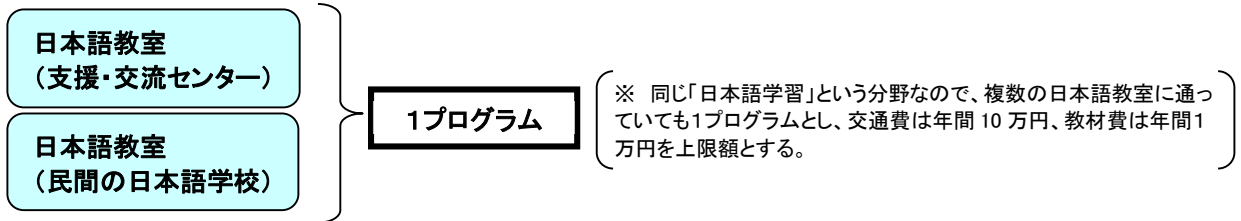
○ 支援・交流センター等での日本語学習、交流事業等への参加に伴う交通費の支給は、1人当たり年間1プログラム10万円（教材費は1万円）を限度としているが、1プログラムの考え方は以下のとおりである。

● 通学先分野ごとに1プログラムとする。

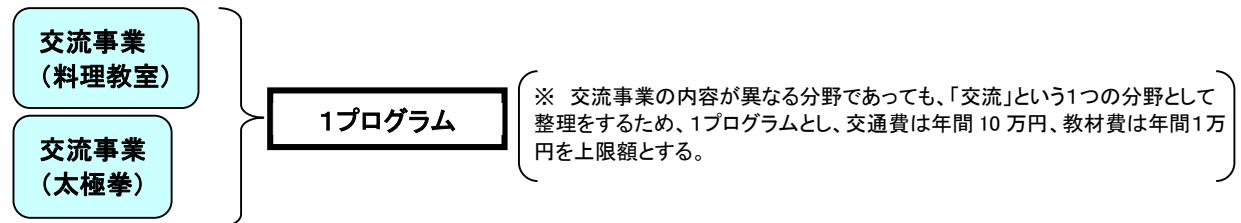
(例1) 日本語教室と交流事業とパソコン教室に通っている場合



(例2) 2つの日本語教室に通っている場合



(例3) 内容異なる交流事業に通っている場合



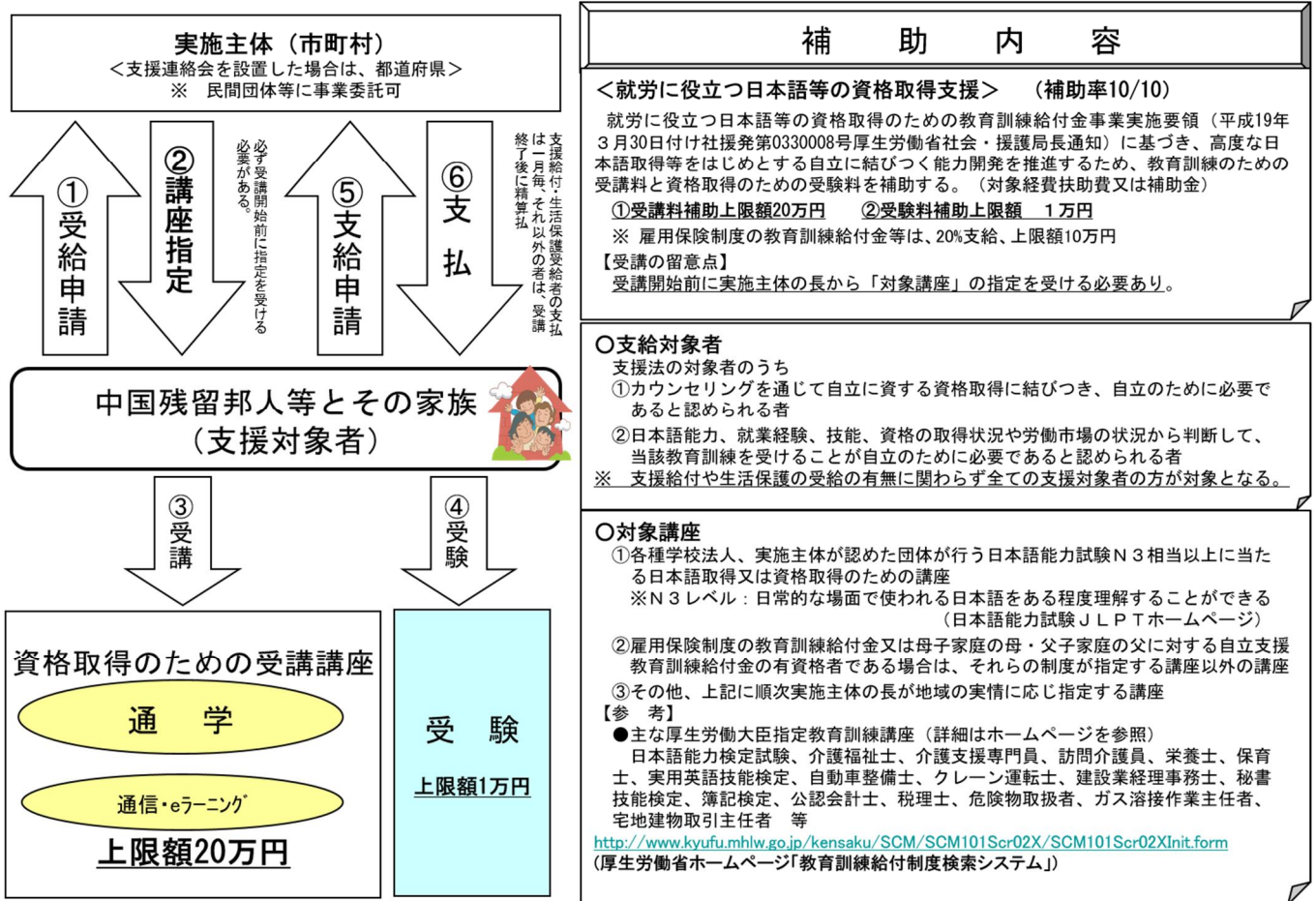
(中国残留邦人等地域生活支援プログラム事業)

○ 適切な教材等の紹介及び自学自習に必要な教材費の支給

実施主体(市町村) <支援連絡会を設置した場合は、都道府県> ※ 民間団体等に事業委託可	補助内容
①ニーズ把握 ②申請 ④請求 ⑤支払い 中国残留邦人等とその家族 (支援対象者) ※子、孫は生活保護受給者のみ	<p><自学自習に対する適切な教材等の紹介や教材費支給> (補助率 10/10)</p> <p>自学自習者のための適切な情報の提供を希望する者に対し、自立指導員又は支援・相談員が個々の自学自習に適した教材の相談やアドバイスをを行い、学習に必要な教材費(辞書、参考書等の購入費用)の支給を行う。 (対象経費 扶助費又は補助金)</p> <p>・教材費補助上限額 年間1万円</p>
③購入 辞書や参考書等学習に必要な教材を購入 上限額1万円 ③情報提供 自立指導員や支援・相談員等による教材の紹介や相談	<p>○支給対象者 支援法の対象者のうち、以下の事項のいずれかに該当する者とする。 ※但し、同伴入国した子、孫については、生活保護を受給していることを要件とする。</p> <p>①個々の自学自習に適した教材を必要とする学習意欲のある者 ②適時のアドバイスにより学習を継続できる見込みのある者</p>

事業を円滑に実施するために、援護担当課、支援・相談員等は、必要に応じて各支援・交流センター日本語講師、各自治体が開設している日本語教室の講師やボランティアの日本語講師など各種教材の知識を有する専門家の助言を受けて、教材に関する適切な相談やアドバイスをを行う。

○ 就労に役立つ日本語等の資格取得支援（教育訓練給付金事業）



オ 支援給付及び配偶者支援金適正実施推進事業

支援給付及び配偶者支援金の適正な運営を確保するため、診療報酬明細書の点検強化等による医療支援給付の適正化、居宅介護支援計画点検等強化による介護支援給付の適正化、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適性化の取り組みを推進することを目的とする。

(ア) 診療報酬明細書点検等充実事業

外部委託又は嘱託職員の雇用等により、支援給付にかかる診療報酬明細書の資格審査、内容点検（単月、縦覧）を強化し、診療報酬の決定の適正化を図ることや、指定医療機関による診療報酬請求の適正化を図る。

(イ) 居宅介護支援計画点検等強化事業

外部委託又は介護支援専門員等を雇用し、支援給付受給者のケアプランの点検、当該者に対する介護サービスの利用にかかる指導・援助や指定介護機関との連絡調整等を行うことにより、介護支援給付の適正化を図る。

(ウ) 収入資産状況把握事業

支援給付にかかる収入申告書の徴取や関係先調査の実施等によって収入資産状況を的確に把握することで不正受給の防止を図る。

(エ) 業務効率化事業

ITを活用し、支援給付及び配偶者支援金業務の効率化を図る。

この事業は、都道府県、指定都市、中核市又は市町村（特別区含む。町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）が実施する。

(4)その他

中国残留邦人等地域生活支援事業（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）については、限られた予算の中で実施されるため、これまでに実施されている支援策の継続性や有用性などを勘案の上、引き続き効率的な事業運用をお願いする。

(中国残留邦人等の高齢化への対応)

中国残留邦人等の高齢化が進んでいる状況を踏まえ、以下の点に協力願いたい。

(1)中国残留邦人等の介護に係る環境整備【各中国帰国者支援・交流センターで実施】

平成 29 年度より、全国 7 か所に設置している中国帰国者支援・交流センターに、中国残留邦人等の特別な事情を理解し、介護に関する知識を有する「介護支援コーディネーター」を配置し、介護事業所等において中国語等による語りかけ支援を行う「中国残留邦人等語りかけボランティア」の募集・研修及び介護事業所等への訪問の調整等を行うほか、支援・相談員への情報提供・助言、相談対応等を行い、中国残留邦人等が安心して介護サービスを利用できる環境を整備している。

語りかけボランティアの訪問については、令和元年度より当該センター遠隔地域にサブ（介護支援）コーディネーターを配置し、引き続き実施範囲を拡げることとしているので、「中国残留邦人等介護支援事業「語りかけボランティア訪問」の実施に係る協力依頼について」（平成 30 年 4 月 25 日社援支発 0425 第 1 号厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長通知）に基づき、中国残留邦人等及び介護サービス事業者への周知、中国残留邦人等の介護サービス利用状況等の中国帰国者支援・交流センターへの情報提供について、ご協力をお願いしたい。また、ボランティアの応募希望等があった場合は、各中国帰国者支援・交流センターを案内していただくようお願いする。

(2)中国残留邦人等地域生活支援事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)

ア 自立支援通訳による支援の充実

中国残留邦人等の高齢化により、医療・介護サービスを利用する者が増加していることから、今後も引き続き関係機関との連携を図り、中国残留邦人等がサービスを受ける際に不便が生じないように自立支援通訳の人材の確保に努めていただきたい。

イ 帰国者の状況を踏まえた日本語教育支援の実施

高齢のため日本語教室等への継続的な参加が困難な帰国者もいることから、平成 28 年度より、交流事業等を通じ日本語能力の維持や地域での孤立防止を目的とした、高齢者向けの「日本語交流サロン」も設置できることとしている。

帰国者の状況を踏まえ、現行の日本語教育支援事業から日本語交流サロンへの見直しを行うなど、引き続き、地域の中国残留邦人等の状況を踏まえた、適切な日本語教育支援事業をお願いしたい。

ウ 推奨する取組例

「セーフティネット支援対策等事業費補助金における「中国残留邦人等地域生活支援事業」の高齢化対策について（依頼）」（平成 25 年 3 月 29 日社援支発 0329 第 1 号厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長通知）のとおり、中国残留邦人等の高齢化対策として以下の取組を推奨しているため、実施について検討願いたい。

〈推奨する取組例〉

①介護に関する研修会の実施

- ・ 関係機関が実施する介護に関する研修会等に実施主体職員が参加し、中国残留邦人等への理解、支援策の説明を行う。
- ・ 自立支援通訳、自立指導員等に対して介護保険制度の理解を深める研修会等を行う。
- ・ 自立支援通訳等に介護の現場を理解してもらうため、介護施設等を訪問し、施設や職員との情報共有、

連携を図る。

- ・ 民間団体等が実施する介護に関する研修会等に自立支援通訳等が参加し、介護分野に関する資質向上を図る。
- ②介護保険制度利用時の通訳等支援の強化
 - ・ 中国残留邦人等が介護保険制度による介護認定及び介護サービスを利用する場合の通訳等支援を更に推進し、介護サービス等の利用に対する不安解消を図る。
- ③2世、3世に対する介護関連の資格取得支援
 - ・ 同行帰国した2世、3世が介護分野での就労を希望した場合に教育訓練給付金を支給することにより、介護分野での支援者拡大を図る。

(3)公営住宅への優先入居等

中国残留邦人等の多くの方が公営住宅に入居しているが、高齢化による身体機能の低下、持病の悪化等により、高層階から低層階へ、また、バリアフリー化された公営住宅への住替え需要が高まっている。

今後も中国残留邦人等から公営住宅の住替えの要望があった場合には、引き続き公営住宅管理局と連携を図って住替えの積極的な活用を行うなどの良質な住環境の確保について協力願いたい。

(参考通知)

- 「中国残留邦人等の公営住宅への入居の取扱いについて」(平成20年3月31日国住備第143号国土交通省住宅局住宅総合整備課長発各都道府県公営住宅管理担当部長あて通知)(抄)

第二 優先入居の取扱いについて

中国残留邦人等の平均年齢が約70歳と高齢化していることによる仕事の問題等で、一定期間の経過後に転居を余儀なくされる場合が想定されるため、優先入居を認められる中国残留邦人等の要件として、次に掲げるものを設定している場合には、引揚者援護主管部局と協議の上、当該要件について撤廃等を検討されたい。

一 過去に、中国残留邦人等であることを理由として、他の公的賃貸住宅又は民間賃貸住宅への入居の斡旋を受けたことがないこと

二 帰国後に一定期間が経過していないこと

また、中国残留邦人等の平均年齢が約70歳と高齢化していることに鑑み、戸数枠の設定等に当たっては、バリアフリー化された住戸への入居が可能となるよう配慮されたい。

第三 特定入居の取扱いについて

中国残留邦人等の平均年齢が約70歳と高齢化していること、帰国した中国残留邦人等の多くが公営住宅に入居していることに鑑み、現に公営住宅に入居している中国残留邦人等又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となった場合等公営住宅法施行令第5条第3号に該当する場合には、特定入居による住替えの積極的な活用について検討されたい。

(4)「中国語の対応が可能な介護事業所一覧」について

「中国語の対応が可能な介護事業所一覧」について、平成30年以降、年1回更新を行う予定である。

各自治体におかれては、更新についても引き続き、協力願いたい。また、援護担当窓口等に配置するなど、積極的に活用願いたい。

(参考) 中国語の対応可能な介護事業所 38都道府県 532事業所(令和7年9月30日現在)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000070471.html>

中国残留邦人等介護支援事業「語りかけボランティア訪問」 (全国7か所の中国帰国者支援・交流センターに委託して実施)

中国残留邦人等の平均年齢は後期高齢者に達し、高齢化に伴い介護サービスの利用が増える中で、長年中国等で暮らしてきたことによる生活習慣の違いや言葉の問題で、自身の要望を伝えられない、会話ができず孤独感を感じる等、介護サービスの利用に不安のある中国残留邦人等が多くなっている。

厚生労働省では、中国残留邦人等が安心して介護サービスを受けられるよう、全国7か所にある中国帰国者支援・交流センターに委託して、「語りかけボランティア訪問」を実施している。

1 中国帰国者支援・交流センターに、介護支援コーディネーターを配置。

- 中国残留邦人等の特別な事情を理解し、介護に関する知識を有する者を選任(センター遠隔地にはサブ(介護支援)コーディネーターを配置。)

2 中国帰国者支援・交流センターで語りかけボランティアを募集・研修。

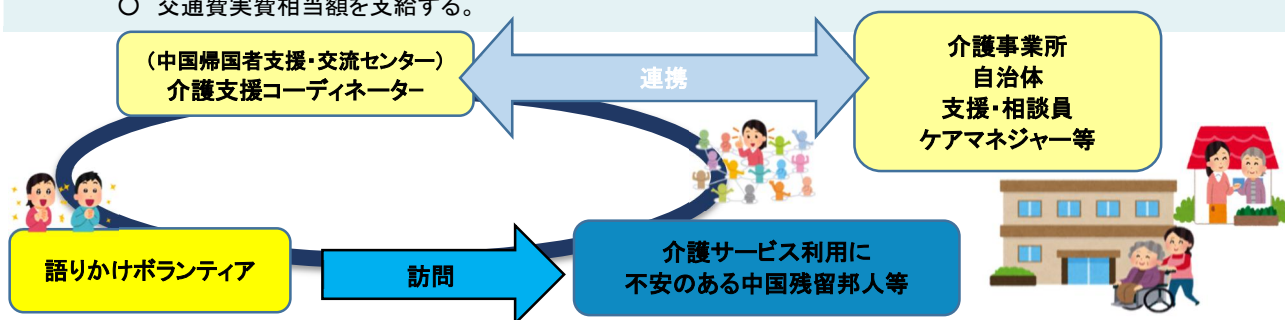
- 中国語等での日常会話が可能な水準の者を募集し、研修後、語りかけボランティアとして登録。

3 介護支援コーディネーターが中国残留邦人等、語りかけボランティア、介護事業所等の状況・要望・都合等を踏まえて訪問先・日程等を調整。

- 介護支援コーディネーターは、介護事業所、自治体、支援・相談員、ケアマネジャー等と連携。
(各自治体及び日本介護支援専門員協会には、事業実施に係る協力依頼を通知済み。)

4 語りかけボランティアが、介護サービスを利用している際に事業所、施設や居宅を訪問し、中国残留邦人等に対して中国語等による語りかけを実施。

- 訪問先で、1回1時間程度、語りかけ支援と必要最低限の通訳を行う。
- 正確かつ専門的な通訳や、介護サービスの提供は行わない。
- 交通費実費相当額を支給する。



3 中国残留邦人等の二世、三世に対する就労支援

- 中国残留邦人等の二世、三世の就労については、日本語が不自由であったり、日本の社会・雇用慣行に不慣れであること等の影響により、安定就労による経済的な自立の実現が困難な状況が見られる。また、中国残留邦人等から、二世、三世の就労支援の充実等に関する要望が提出されている。
- 「中国残留邦人等の二世、三世に対する就労支援について」（平成26年12月1日付け社援支発1201第1号厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長通知）を発出し、各自治体により一層の支援を依頼。
- 就労支援を実施していない自治体においては、就労相談員の配置など、就労支援事業への積極的な取組を、すでに、就労支援を実施している自治体においては、事業効果を検証し、より多くの方が安定した就労につけるよう更なる取組をお願いしたい。
- 生活困窮者自立支援法等に基づく就労支援事業についても、関係部局と連携をとりながら、積極的に活用願いたい。なお、日本語が不自由で同制度の活用が困難な場合、自立支援通訳等を派遣するなどし、対応願いたい。

(1) 中国残留邦人等地域生活支援事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)の活用による就労支援

ア 就労相談員派遣事業

就労受入れ企業の開拓に加え、就労に向けた相談・指導や就労後の離職を防止するための助言、就労先の企業とのパイプ役等を行う。

(主な活動)

- ・企業の雇用主、人事担当者に対して就労希望者の状況について説明し、職場開拓を行うこと
- ・地域ごとに巡回して就労相談、指導を行うこと。
- ・日本の労働事情、雇用慣行及び地域の職業事情について説明を行うこと。
- ・個別の就労している者に対して、安易な離職を防ぐための相談、指導を行うこと 等

イ 二世、三世の就労に資する日本語教室の設置

日本語が不自由であることから、安定就労による経済的な自立の実現が困難な中国残留邦人等の二世、三世について、就労に役立つ日本語の学習機会を提供する。

ウ 実施主体が中国残留邦人等のニーズに応じ、独自に実施する事業の活用

実施主体が中国残留邦人等のニーズに応じ独自に実施する事業を活用することで、中国残留邦人等の二世、三世の就労支援を行う。

(実施例)

空き店舗を活用し、地域住民との交流や中国残留邦人等や二世、三世のニーズを踏まえた就労生活訓練事業に取り組む。

エ 就労に役立つ日本語等の資格取得支援

就労に役立つ資格取得を希望する者に対し、個々人の希望に添った資格取得のための各種学校法人等を紹介し、受講料（20万円を限度）及び資格試験受験料（1万円を限度）を援助する。

詳細については「中国残留邦人等地域生活支援プログラム事業」の「就労に役立つ日本語等の資格取得支援（教育訓練給付金事業）」を参照されたい。

(2) 中国帰国者支援・交流センターの活用

自治体が行う「地域生活支援事業」に対する支援促進のため、中国帰国者支援・交流センターの事業内容として、就労支援を含めた地域生活支援事業に対する支援機能を追加しているほか、中国帰国者支援・交流センターにおいて就労支援事業に取り組んでいるので、中国帰国者支援・交流センターとの連携を強化し、中国残留邦人等の二世、三世に対する就労支援事業を促進していただきたい。

(3)中国帰国者等に対する「就職支援プログラム」

ア 中国帰国者等に対する職業相談・職業紹介、職業訓練等

公共職業安定所と関係機関が連携して、中国帰国者等に対して、職業相談・職業紹介、職業訓練等を実施する。

(ア) 生活支援と連動した職業相談

中国帰国者支援・交流センターに配置された職業相談員が、中国帰国者等に対して、生活支援と連動した職業相談を行うとともに、公共職業安定所がこれと連携した職業紹介を行う。

(イ) 生活保護受給者等就労自立促進事業の活用

生活保護受給者であって就労による自立を目指す中国帰国者等について、地方公共団体との連携により、福祉事務所等から支援要請を受けると、福祉事務所等と公共職業安定所からなる就労支援チームによる就労支援を行う。

(ウ) 中国帰国者等に対する職業訓練

a 職業訓練の実施

公共職業安定所長の受講指示を受けた中国帰国者等に対して、職業訓練を行う。

b 公共職業訓練受講中の訓練手当の支給

公共職業安定所長の受講指示により公共職業訓練を受ける中国帰国者等であって、雇用保険法による求職者給付の支給対象とならず、本邦に永住帰国した日から起算して10年を経過していない者に対して、職業訓練受講期間中において「訓練手当」を支給する。

イ 中国帰国者等を雇用した事業主に対する雇用助成

(ア) トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

中国帰国者等のうち、本邦に永住帰国した日から10年を経過していない者について、公共職業安定所等の紹介により、一定期間試用雇用した事業主に対して、助成金（月4万円×3か月）を支給する。

(イ) 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

中国帰国者等のうち、本邦に永住帰国した日から10年を経過していない者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金（中小企業・大企業の別、所定労働時間の別により15～60万円）を支給する。

実施主体は、就労に役立つ日本語教育を実施するだけでなく、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の活用、中国帰国者支援・交流センターとの連携及び各種就労支援事業の活用などにより、利用者の就労に向けた支援を総合的に行うこと。

4 中国帰国者支援・交流センター

(1) 中国帰国者支援・交流センターの設置

永住帰国した中国残留邦人等やその家族を支援するため、全国7か所に帰国者支援の拠点施設として中国帰国者支援・交流センターを設置（民間団体に運営委託）している。

センターでは、永住帰国した中国残留邦人等及びその同行親族等を対象に、日本語学習支援や相談事業、地域社会から孤立しがちな帰国者等に地域の人々との接点の場を提供し、社会的な自立を促すための交流事業等を行っているほか、各自治体が発行する地域生活支援事業に対する助言・協力等の支援を行っている。

なお、永住帰国する中国残留邦人等が減少していることから、平成27年度末で中国帰国者定着促進センターを廃止し、平成28年度からその機能を首都圏中国帰国者支援・交流センター（東京都台東区）に統合して、これまでと同様に6カ月間にわたる基礎的な日本語教育や日本の生活習慣の研修を実施することとした。

名称	所在地	担当自治体
北海道センター	北海道札幌市	北海道
東北センター	宮城県仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
首都圏センター	東京都台東区	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
東海・北陸センター	愛知県名古屋市	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県
近畿センター	大阪府大阪市	三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国・四国センター	広島県広島市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州センター	福岡県春日市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(2) 中国帰国者支援・交流センター事業概要

① 日本語学習の支援

高齢者や子、孫世代の増加など帰国者等の多様化に鑑み、進度別、目的別など帰国者等のニーズに合わせて、特に子、孫に対しては、就労に結びつく日本語修得支援を通所課程で実施している。

② 遠隔学習支援事業

ア 通信教育（首都圏センターのみ実施）

全国各地に定着している帰国者等が「いつからでも、どこでも」日本語学習の機会が得られるように日本語の通信教育を実施している。

また、首都圏センターでは、自治体やスクーリング講師に対して、情報提供や研修等のサポートを実施している。

イ スクーリング

遠隔学習課程の受講生を対象として、支援・交流センターが設置されている都道府県では同センターが、設置されていない府県では府県に委託して対面指導（スクーリング）を実施している。

※ スクーリングの実施にあたっては、「首都圏中国帰国者支援・交流センターの日本語学習支援事業「遠隔学習課程」におけるスクーリング事業実施要領について」（平成28年4月28日付け社援発0428第6号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「首都圏中国帰国者支援・交流センターの日本語学習支援事業「遠隔学習課程」におけるスクーリング事業実施要領の取扱いについて」（平成28年4月28日付け社援発0428第5号厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長通知）を定めているので、参照願いたい。

③ 生活相談事業

相談員を配置し、通所生の相談に応じるほか、首都圏センターでは、24時間受付の電話やEメールで、全国からの相談に対応している。なお、専門分野に関する照会については、それぞれに対応する専門機関、行政機関の紹介を行っている。

また、生活支援と連動した職業相談を行うとともに、公共職業安定所と連携した職業紹介を行っている。

④ 交流事業

生活やマスメディアの情報を備えた交流サロンを設けて、帰国者同士や地域の方々との交流を行うコミュニケーションの機会を提供するほか、地域への定着、健全な生活の維持、日本語活用の機会増加等を目的として、各種交流事業を実施している。

⑤ 介護支援事業

中国残留邦人等の高齢化に対応するため、各センターに中国残留邦人等の特別な事情を理解し、介護に関する知識を有する「介護支援コーディネーター」を配置するとともに、介護事業所等において、中国語等による語りかけを行う「中国残留邦人等語りかけボランティア」の募集・研修及び介護事業所等への訪問の調整並びに支援・相談員への情報提供・助言、相談対応等の中国残留邦人等の介護支援を行う。

⑥ 地域支援事業

ア 所管ブロック圏内の関係自治体との連絡会の開催等

ブロック圏内の自治体を集め、地域における中国残留邦人等の現状や課題、取組発表等の情報交換等を行い、各自治体の帰国者支援施策の推進を図る。

イ 地域における日本語教室等開催支援事業の実施

支援・交流センターに「地域支援コーディネーター」を配置し、各自治体が地域で実施又は計画する日本語教室等が円滑に実施できるようサポートする。

ウ ボランティア研修会の開催

交流事業の一環として、各地域の支援者やボランティア等を対象に研修会を開催し、交流の場を提供することや、帰国者支援に必要な情報提供等を行い、支援者の拡大、育成を図る。

<研修会の概要>

主 催 各中国帰国者支援・交流センター
参加対象 開催地都道府県内のボランティア、支援関係者
研修内容 講演、意見交換会（分科会）等（半日から1日程度）
費用負担 開催経費は同センター負担

なお、ボランティア研修会への参加者交通費は、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の「地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業」からの支出が可能なので活用願いたい。

<協力依頼内容>

参加者（団体）の連絡先リストの提供、参加呼びかけ
会場の手配又は紹介
事前打合せへの担当者出席、当日の挨拶及び運営補助等の可能な範囲での便宜供与

⑦ 地域生活支援推進事業

地域で活動するNPO等との連携を推進し、地域に定着した中国残留邦人等へより一層の支援が行われるよう活動を援助する。

⑧ 普及啓発事業

ア 中国残留邦人等への理解を深める普及啓発事業の実施

中国残留邦人等の地域生活支援の要となる地域住民の理解を深め、将来の支援者育成につながる普及啓発を目的とした集会等を開催する。

イ 語り部の育成及び講話活動の実施（首都圏センターのみ実施）

中国残留邦人等の体験と労苦を次世代に継承することを目的とした戦後世代の語り部について、研修修了者のうち語り部として適当であると認められる者に、語り部として委嘱し、委嘱した語り部の講話活動について企画実施を行う。

ウ 地方自治体等に対する支援

地方自治体等が地域住民に対する普及啓発事業を実施する際に使用する写真パネル、映像等の展示資料の作成・収集を行うとともに、収蔵資料等の所在情報を各センターで共有し、地方自治体等の要望に応じて貸出しを行うほか、地方自治体が実施する地域生活支援事業の普及を行う。

⑨ 情報提供事業(首都圏センターのみ実施)

ホームページの運営や情報誌の発行を行い、センターの取り組みを広報することや、中国帰国者や自治体等にとって有益な情報を提供する。

また、ボランティア団体や帰国者が現に参加しているサークル等の情報提供を受け、ホームページで帰国者に情報を提供するほか、情報誌「天天好日」を発行し、帰国者が必要な生活情報を提供している。

⑩ 定着促進事業(首都圏センターのみ実施)

帰国直後の中国残留邦人等と同行世帯に対して、早期に日本社会に溶け込み安定した生活を営むことが出来るよう、首都圏センターにおいて6か月間にわたり入所方式（定着促進事業宿泊施設に入所）により基礎的な日本語教育や基本的な生活習慣の研修を行う。

⑪ 自立研修事業(首都圏センターのみ実施)

地域社会での定着自立を促進するため、首都圏センターでの定着促進事業による研修を修了した中国残留邦人等と同行親族に対し原則として1年間（ただし、再研修の受講も可とする。）、日本語指導、地域の実情を踏まえた生活相談・指導、就労相談指導を行う。

5 次世代継承事業

(1) 戦後世代の語り部育成・講話活動事業【首都圏中国帰国者支援・交流センターで実施】

中国残留邦人等の体験と労苦を次の世代に継承するため、平成 28 年度から、首都圏中国帰国者支援・交流センターにおいて、戦後世代の語り部育成・講話活動事業を実施している。

令和元年度より研修を修了した「戦後世代の語り部」が講話活動を開始しており、地域住民への広報活動事業等の普及啓発事業、地域の方々との交流や平和学習の機会等に広くご活用いただきたい。（「戦後世代の語り部」の派遣に係る旅費等は首都圏中国帰国者支援・交流センターが負担する。派遣にあたっては、首都圏中国帰国者支援・交流センターまで連絡をお願いする。）

【参考】戦後世代の語り部育成事業の概要

・研修内容

当時の体験や労苦の聞き取り、語り部に必要な基礎的知識、話法技術の習得、語り部講話原稿の作成、実践的な講話演習、実習などを行う。

・語り部としての活動

研修修了後は、語り部としての委嘱を受け、中国帰国者支援・交流センターの普及啓発事業や交流事業等での講話や地方自治体や民間団体、小中高等学校等での講演活動などを行う。

(2) 中国残留邦人等の証言映像公開事業

中国残留邦人等の体験や労苦を映像に残し、広く公開する証言映像収集・公開事業を平成 28 年度から 3 ヶ年計画により厚生労働省において実施し 60 名の証言映像を収録した。当該証言映像は、厚生労働省ホームページで公開（YouTube 内の MHLWchannel で公開。“中国残留邦人等 証言映像”で検索）するとともに、各中国帰国者支援・交流センターにおいて DVD の貸し出しを行っているので、地域住民への広報活動等の普及啓発事業、地域の方々との交流や平和学習の機会などに広くご活用いただきたい。

○証言映像の内容

- | | | |
|-------------|--------------|----------|
| ・旧満州へ渡った経緯 | ・帰国までに経験した労苦 | } 本人より聴取 |
| ・帰国後に直面した困難 | ・現在の生活について | |